

令和6年第1回

西予市議会定例会議案

令和6年2月  
西予市

## 目 次

議案番号	件 名	ページ
承認第1号	専決処分第1号の承認を求めることについて(愛媛県市町総合事務組合理約の変更について)	1
承認第2号	専決処分第2号の承認を求めることについて(愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について)	3
承認第3号	専決処分第3号の承認を求めることについて(令和5年度西予市一般会計補正予算(第11号))	別冊
議案第1号	安土排水区第2工区雨水管渠整備工事変更請負契約について	5
議案第2号	安土排水区第2工区雨水管渠整備工事その2請負契約について	7
議案第3号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について	9
議案第4号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	12
議案第5号	西予市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について	14
議案第6号	西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第7号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	18
議案第8号	西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について	20
議案第9号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について	22
議案第10号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	24
議案第11号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	26
議案第12号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	28
議案第13号	西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について	30
議案第14号	西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について	33
議案第15号	西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について	36
議案第16号	西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について	38
議案第17号	西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について	40
議案第18号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	42
議案第19号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	44
議案第20号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	46
議案第21号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	49

議案番号	件名	ページ
議案第22号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	51
議案第23号	西予市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	53
議案第24号	愛媛県条例水道等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	55
議案第25号	西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	57
議案第26号	西予市消防本部職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	59
議案第27号	西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について	61
議案第28号	西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例を廃止する条例制定について	63
議案第29号	西予市児童公園の指定管理者の指定について	65
議案第30号	第2次西予市総合計画基本構想の変更について	71
議案第31号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について	91
議案第32号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	93
議案第33号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第12号)	別冊
議案第34号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第35号	令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第36号	令和5年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第37号	令和5年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第38号	令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第39号	令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第40号	令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第41号	令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第42号	令和6年度西予市一般会計予算	別冊
議案第43号	令和6年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	別冊
議案第44号	令和6年度西予市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第45号	令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第46号	令和6年度西予市介護保険特別会計予算	別冊
議案第47号	令和6年度西予市水道事業会計予算	別冊
議案第48号	令和6年度西予市簡易水道事業会計予算	別冊
議案第49号	令和6年度西予市下水道事業会計予算	別冊

議案番号	件名	ページ
議案第50号	令和6年度西予市病院事業会計予算	別冊
議案第51号	令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	別冊
報告第1号	西予市土地開発公社の経営状況及び清算終了の報告について	96

## 承認第1号

### 専決処分第1号の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

愛媛県市町総合事務組合理約の変更について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

## 専決第1号

### 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について

令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和6年1月19日

西予市長 管 家 一 夫

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり定めるものとする。

### 愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

愛媛県市町総合事務組合同規約（平成17年4月1日愛媛県指令17市第9号許可）の一部を次のように改正する。

別表第2第4項の構成団体の欄中「大洲市」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

## 承認第2号

### 専決処分第2号の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

## 専決第2号

### 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議のうえ定めることについて、同法179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和6年1月19日

西予市長 管 家 一 夫

### 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る大洲市の一切の財産については、令和6年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。



## 議案第1号

### 安土排水区第2工区雨水管渠整備工事変更請負契約について

安土排水区第2工区雨水管渠整備工事変更請負契約を下記のとおり締結したので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象  | 安土排水区第2工区雨水管渠整備工事  |
| 2 | 変更契約金額 | 変更前 303,270,000円<br>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>27,570,000円<br>変更後 346,000,000円<br>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>31,454,545円 |
| 3 | 契約の相手方 | 愛媛県松山市北井門四丁目19番3号<br>株式会社 森田組<br>代表取締役 森田 治  |

#### 提案理由

安土排水区第2工区雨水管渠整備工事について、工事変更請負契約を締結しようとするものである。

議案第1号 参考資料

工 事 概 要 書

1. 工 事 名            安土排水区第2工区雨水管渠整備工事
2. 工事場所           西予市三瓶町安土
3. 工事概要           変更前  
                         泥土圧式ミニシールド工  
                         管路延長 L=114m  
                         立坑工 1式  
  
                         変更後  
                         泥土圧式ミニシールド工  
                         管路延長 L=117m  
                         立坑工 1式  
                         地盤改良工 1式  
                         仮設電力設備工 1式
4. 仮契約日           令和6年1月20日
5. 工 期               契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

## 議案第2号

安土排水区第2工区雨水管渠整備工事その2工事請負契約について

安土排水区第2工区雨水管渠整備工事その2工事請負契約を下記のとおり締結したいので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象  | 安土排水区第2工区雨水管渠整備工事その2                               |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 | 契約の金額  | 155,708,000円<br>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>14,155,272円 |
| 4 | 契約の相手方 | 愛媛県松山市北井門四丁目19番3号<br>株式会社 森田組<br>代表取締役 森田 治        |

### 提案理由

安土排水区第2工区雨水管渠整備工事その2について、工事請負契約を締結しようとするものである。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 安土排水区第2工区雨水管渠整備工事その2
2. 工事場所 西予市三瓶町安土
3. 工事概要 一般競争入札分  
泥土圧式ミニシールド工  
管路延長 L=66m  
立坑工 1式
- 変更契約分  
泥土圧式ミニシールド工  
管路延長 L=74m  
立坑工 1式  
地盤改良工 1式
4. 契約金額 一般競争入札分 135,289,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
12,299,000円  
変更契約分 20,419,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
1,856,272円  
最終契約金額 155,708,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
14,155,272円
5. 仮契約日 令和6年2月5日
6. 工 期 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

### 議案第3号

西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

#### 提案理由

地方自治法の改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項を定めるため、関係条例の一部を改正するものである。

西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年西予市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。  
第17条第1項後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第17条の2 給与条例第19条の4の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第26条第1項中「給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の132.5」と、同条第4項」を「給与条例第19条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第26条の2 給与条例第19条の4の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)現在におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年西予市条例第45号)第20条第4項に規定する基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。)」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(西予市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 西予市職員の育児休業等に関する条例(平成16年西予市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年西予市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(西予市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 西予市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年西予市条例第237号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第4号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものである。



地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例

(西予市監査委員条例の一部改正)

第1条 西予市監査委員条例(平成16年西予市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(西予市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 西予市病院事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第240号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第244号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(西予市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 西予市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年西予市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(西予市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 西予市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年西予市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号

西予市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について

西予市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市公共施設整備基金の処分方法を明確化するとともに、施設整備を目的とする基金の集約化を図るため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

西予市公共施設整備基金条例(平成25年西予市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第1条の目的を達成するため」を「次に掲げる場合に限り」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 公共施設の整備に要する経費の財源に充てるとき。
- (2) 公共施設の整備に係る借入金の償還金に充てるとき。
- (3) 公共施設の解体撤去に要する経費の財源に充てるとき。
- (4) 公共施設の災害復旧事業の財源に充てるとき。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

(西予市庁舎建築事業基金条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 西予市庁舎建築事業基金条例(平成16年西予市条例第70号)
- (2) 西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例(平成20年西予市条例第3号)
- (3) 西予市学校施設整備基金条例(平成21年西予市条例第37号)
- (4) 西予市体育施設整備基金条例(平成23年西予市条例第32号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に、前項の規定による廃止前の西予市庁舎建築事業基金条例、西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例、西予市学校施設整備基金条例及び西予市体育施設整備基金条例の規定により設置された基金に属していた現金は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。

## 議案第6号

西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年西予市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1市長の部西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例(平成16年西予市条例第149号)による福祉手当に関する事務であって規則で定めるものの項を削る。

別表第2市長の部西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例による福祉手当に関する事務であって規則で定めるものの項を削る。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

利用状況に合わせて生活交通バスの運行内容を変更するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例

西予市生活交通バス条例(平成23年西予市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 城川地区の部岩本～吉之沢～野村線の項を次のように改める。

岩本～杭～野村線	城川町嘉喜尾171番地1地先	岩本、吉之沢、本村、杭	野村町野村12号10番地先
----------	----------------	-------------	---------------

別表第1 城川地区の部本村～杭～野村線の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号

西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について

西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

通院交通費の支給額等を改定するため、本条例の一部を改正するものである。



## 西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例

西予市人工透析患者通院交通費支給条例(平成16年西予市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(通院交通費の支給対象者)

第3条 通院交通費を受給できる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項に基づく自立支援医療費(更生医療)の支給認定を受け、月1回以上、療法のため医療機関へ通院する人工透析患者であって、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されているものとする。

(通院交通費の支給額)

第4条 通院交通費は、次の各号に掲げる通院する医療機関の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。ただし、通院する医療機関は、市が発行する自立支援医療受給証(更生医療)に記載された指定医療機関とする。

- (1) 市外に所在する医療機関へ通院する者 月額7,000円
- (2) 居住する町外の医療機関へ通院する者 月額7,000円
- (3) 居住する町内の医療機関へ通院する者 月額2,000円

第5条中「第3条の認定を受けた者(以下「認定者」という。)」を「通院交通費を受給する者(以下「受給者」という。)」に、「受給資格が」を「その受給資格を」に改め、同条第1号から第4号までの規定中「人工透析患者が」を削り、同条第5号を次のように改める。

- (5) 通院する医療機関等の送迎サービスを利用したとき。

第5条に次の2号を加える。

- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者となったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、受給を要しなくなったとき。

第7条中「人工透析患者」を「受給者」に、「第3条に該当しなくなった」を「受給資格を喪失した」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第9号

西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

規定を簡素化し、独自基準を明確化する観点から、条例の構造を基準府令を引用する形式に改めるため、条例の全部を改正するものである。

## 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年西予市条例第42号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)で定める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

規定を簡素化し、独自基準を明確化する観点から、条例の構造を基準省令を引用する形式に改めるため、条例の全部を改正するものである。

## 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年西予市条例第43号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)で定める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第11号

西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

規定を簡素化し、独自基準を明確化する観点から、条例の構造を基準省令を引用する形式に改めるため、条例の全部を改正するものである。

西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年西予市条例第44号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。

(法第34条の8の2第1項の条例で定める基準)

第2条 法第34条の8の2第1項に規定する条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)で定める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

西予市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行うため、本条例の一部を改正するものである。



## 西予市介護保険条例の一部を改正する条例

西予市介護保険条例(平成16年西予市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「3万8,400円」を「3万5,000円」に改め、同項第2号中「5万7,600円」を「5万2,700円」に改め、同項第3号中「5万7,600円」を「5万3,000円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 14万6,000円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 16万1,300円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 17万6,700円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 18万4,400円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万3,100円」を「2万1,900円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万3,100円」を「2万1,900円」に、「3万8,400円」を「3万7,300円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万3,100円」を「2万1,900円」に、「5万3,800円」を「5万2,700円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の西予市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第13号

西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

規定を簡素化し、独自基準を明確化する観点から、条例の構造を基準省令を引用する形式に改めるため、条例の全部を改正するものである。

西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年西予市条例第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第78条の2の2第1項第1号の基準及び員数並びに同項第2号の設備及び運営に関する基準並びに法第78条の4第1項の基準及び員数並びに同条第2項の設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)で定める基準をもって、その基準とする。

(記録の保存)

第5条 前条の規定にかかわらず、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項(省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(省令第169条において準用する場合を含む。))及び第181条第2項に規定する利用者等に対するサービスの提供に関する記録は、その完結した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第14号

西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

規定を簡素化し、独自基準を明確化する観点から、条例の構造を基準省令を引用する形式に改めるため、条例の全部を改正するものである。

西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年西予市条例第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)

第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第115条の14第1項の基準及び員数並びに同条第2項の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)で定める基準をもって、その基準とする。

(記録の保存)

第5条 前条の規定にかかわらず、省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項に規定する利用者に対するサービスの提供に関する記録は、その完了した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第15号

西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準等を定める条例の全部改正について

西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全  
部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

規定を簡素化し、独自基準を明確化する観点から、条例の構造を基準省令を  
引用する形式に改めるため、条例の全部を改正するものである。



西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準等を定める条例

西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平  
成27年西予市条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」とい  
う。)第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第  
1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定並びに指定  
介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係  
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援に係る基準並  
びに法第115条の24第1項及び第2項の条例で定める基準及び員数は、指定  
介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37  
号。以下「省令」という。)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含  
む。)で定める基準をもって、その基準とする。

(記録の保存)

第5条 前条の規定にかかわらず、省令第28条第2項(省令第32条において準  
用する場合を含む。)に規定する利用者に対する指定介護予防支援の提供に  
関する記録は、その完結した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、  
市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第16号

西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

規定を簡素化し、独自基準を明確化する観点から、条例の構造を基準省令を引用する形式に改めるため、条例の全部を改正するものである。

西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定める条例(平成30年西予市条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第4条 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援(以下「基準該当居宅介護支援」という。)に係る基準並びに法第81条第1項の員数及び同条第2項の運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)で定める基準をもって、その基準とする。

(記録の保存)

第5条 前条の規定にかかわらず、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)に規定する利用者に対する指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援の提供に関する記録は、その完結した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について

西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市川津南高齢者活動促進施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例

西予市農林漁業活性化施設条例(平成16年西予市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第8条第3号を削る。

別表第1 西予市川津南高齢者活動促進施設の項を削る。

別表第2中「／西予市野井川高齢者活動促進施設／西予市川津南高齢者活動促進施設／使用料」を「西予市野井川高齢者活動促進施設使用料」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

西予市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

引用を行う法律の名称を改めるほか、漁港施設等活用事業の占用料の徴収に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市漁港管理条例の一部を改正する条例

西予市漁港管理条例(平成16年西予市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第14条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

老朽化したミナミ第2団地を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。



## 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例

西予市単独市営住宅条例(平成16年西予市条例第229号)の一部を次のように改正する。

別表ミナミ第2団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

西予市給水条例の一部を改正する条例制定について

西予市給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

水道料金を改定するほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

西予市給水条例の一部を改正する条例

西予市給水条例(平成16年西予市条例第239号)の一部を次のように改正する。  
 第5条第1項、第45条第2項ただし書及び第54条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

別表第1(1)水道事業の部を次のように改める。

口径	基本料金(1箇月につき)		超過料金(1m <sup>3</sup> 当たり)			
	水量	料金	明浜	宇和	野村	三瓶
13mm	5m <sup>3</sup> まで	935円	275円	253円	220円	220円
	5m <sup>3</sup> を超え8m <sup>3</sup> まで	1,265円				
20mm	5m <sup>3</sup> まで	1,375円				
	5m <sup>3</sup> を超え8m <sup>3</sup> まで	1,925円				
25mm	5m <sup>3</sup> まで	1,925円				
	5m <sup>3</sup> を超え8m <sup>3</sup> まで	2,695円				
30mm	8m <sup>3</sup> まで	3,245円				
40mm	10m <sup>3</sup> まで	4,565円				
50mm	15m <sup>3</sup> まで	6,765円				
75mm	20m <sup>3</sup> まで	10,285円				
臨時	1m <sup>3</sup> 当たり		275円	253円	220円	440円

備考

2階以上の集合住宅で、構造上やむを得ず20mm以上のメーターを戸別に設置している場合の基本料金は、13mmの区分により算定した基本料金とする。  
 別表第1(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の部2野村町に属する地域の項中

「

長谷簡易水道	家事用	10m <sup>3</sup>	440円	44円	を
--------	-----	------------------	------	-----	---

」

「

長谷簡易水道	家事用	10m <sup>3</sup>	660円	66円	に、
--------	-----	------------------	------	-----	----

」

「

河成飲料水供給施設	家事用	10m <sup>3</sup>	1,100円	55円	を
台共同給水施設	家事用	10m <sup>3</sup>	1,100円	88円	

」

台共同給水施設	家事用	10m <sup>3</sup>	1,100円	88円	に改
---------	-----	------------------	--------	-----	----

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行日前から継続して供給している水道事業の水道の使用で、施行日から令和6年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)に係る料金については、この条例による改正後の西予市給水条例別表第1(1)水道事業の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 この条例による改正後の西予市給水条例別表第1(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の規定は、令和6年4月分として徴収する料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

議案第21号

西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

農業集落排水処理施設使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例(平成16年西予市条例第201号)の一部を次のように改正する。

別表中「基本料金」を「基本使用料」に、「1,570円」を「1,584円」に、「5,230円」を「5,236円」に、「1,040円」を「1,056円」に、「360円」を「374円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例別表の規定は、令和6年4月使用月以後の使用料から適用し、令和6年3月使用月までの使用料については、なお従前の例による。

議案第 22 号

西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

西予市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

公共下水道使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

## 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例

西予市公共下水道条例(平成16年西予市条例第257号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項ただし書を削る。

別表中「715円」を「825円」に、「154円」を「176円」に、「165円」を「187円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前から継続して使用している公共下水道の使用で、施行日から令和6年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)に係る使用料については、この条例による改正後の西予市公共下水道条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。



議案第23号

西予市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

西予市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

給水区域に予子林地区を追加するほか、所要の整備を行うため、本条例の一  
部を改正するものである。

## 西予市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西予市水道事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第233号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。  
別表中「及び坂石」を「、予子林及び坂石」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第24号

愛媛県条例水道等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

愛媛県条例水道等の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

野村町河成飲料水供給施設及び城川町新屋敷簡易給水施設を廃止するため、  
本条例の一部を改正するものである。

## 愛媛県条例水道等の設置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県条例水道等の設置に関する条例(平成16年西予市条例235号)の一部を次のように改正する。

別表2 野村町に属する地域の部河成飲料水供給施設の項を削り、同表3 城川町に属する地域(2)の部新屋敷簡易給水施設の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第25号

西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年西予市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

消防職員の特殊勤務手当のうち、夜間勤務に関わる手当及び出動手当等の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものである。

西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年西予市条例第251号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 夜間通信手当

第3条中「1箇月」を「1日」に、「5,000円」を「250円」に改める。

第4条中「出動1回につき100円」を「その出動1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 火災出動 300円

(2) 救助出動 200円

(3) 警防出動 100円

(4) 救急出動 200円(救急救命士の資格を有する職員が救急出動する場合は400円)

第5条及び第6条を削る。

第7条中「1箇月」を「1日」に、「2,500円」を「250円」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(夜間通信手当)

第7条 夜間通信指令事務に従事する職員の手当額は、勤務1回につき250円とする。

第9条第1項中「(出動手当を除く。)」を削り、同条第2項を削り、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案第27号

西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例制定について

西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、半島税制対象地域と過疎税制対象地域が重複している場合は、過疎税制を適用することとされたため、本条例を廃止するものである。

西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例

西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(令和元年西予市条例第54号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号

西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例を廃止する条例制定について

西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

母子父子家庭等福祉手当を廃止するため、本条例を廃止するものである。

## 西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例を廃止する条例

西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例(平成16年西予市条例第149号)は、  
廃止する。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第29号

### 西予市児童公園の指定管理者の指定について

西予市児童公園の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手續きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

#### 記

- |   |                           |   |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 管理を行わせる<br>施設の名称及び<br>所在地 | 西予市児童公園<br>西予市宇和町稲生157番地                    |
| 2 | 指 定 管 理 者                 | 西予市宇和町稲生118番地<br>株式会社 どんぶり館<br>代表取締役 小笠原 洋務 |
| 3 | 指 定 期 間                   | 令和6年4月1日から<br>令和9年3月31日まで                   |

#### 提案理由

西予市児童公園の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市児童公園指定管理者候補の概要

1 管理施設

名称 西予市児童公園  
所在地 西予市宇和町稲生157番地

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団体名 株式会社 どんぶり館  
住所 西予市宇和町稲生118番地  
代表者名 代表取締役 小笠原 洋務

(2) 組織

役員数 10人(非常勤9人)  
職員数 正社員19人、パート13人

(3) 設立年月日 平成11年11月30日

(4) 設立目的

地域の農産物を高度に活用することにより、産業の活性化と就業機会の確保を図り、魅力ある農山村社会をつくるため、産地形成促進施設及び地域食材供給施設を設置する。

(5) 主な事業

- ① 農産物、畜産物の販売
- ② 観光用みやげ物、民芸品及び地場産業商品の販売
- ③ 地域特産物に関する商品の企画、販売の斡旋
- ④ 食料品、酒類、清涼飲料水の販売
- ⑤ レストランの経営
- ⑥ 農産物、畜産物等の加工及び加工品の販売
- ⑦ 上記に付帯関連する一切の事業

(6) 運営方針

- ① 西予市内の農林水産業者の生活・所得の向上及び商工業者への波及効果を常に考慮し施設運営を行なう。
- ② 高齢者対策として野菜作りを奨励し、高齢者の生きがい作りに努める。
- ③ 都市（消費者）と農村（生産者）との交流を図り、地域の活性化に

努める。

- ④ 生産者の利益を最優先し、徹底した経営管理で採算性を重視し、生産者への利益の還元に努める。
- ⑤ 地域の観光、イベント情報等の情報発信基地として多様に情報発信し、西予市の交流の場としての役割を確立する。
- ⑥ ジオパークを目的に来市される方への観光案内など「四国西予ジオパークの窓口となる施設づくり」に努める。
- ⑦ 道の駅として駐車場・トイレを24時間開放すると共に、車で移動される方の休憩場所・サイクリストの立寄処としての役割を果たす。
- ⑧ 西予市を通過する観光バス・お遍路バス等の団体の昼食を積極的に受け入れ、地元食材の消費や宣伝・特産品の販売など西予市産品のアピールに努める。
- ⑨ 卯之町駅周辺の賑わいを推奨するとともに、高齢者の買物支援・JR利用者の利便性・卯之町町並み及び卯之町商店街への出発点としての役割を果たす。

### 3 管理運営体制

職員の配置

- ① 配置予定職員数 3人
- ② 職員配置計画

館長 → 事務長 → 職員（責任者）

### 4 施設の運営方針

- (1) 年間の自主事業計画 別紙1のとおり

キッチンカーでの販売や、どんぶり館イベントとの共同開催のほか、地域住民参加型のイベントを開催

- (2) サービスを向上させるための方策

ソーシャルネットワークサービス（以下、SNSという。）を活用した情報発信

- (3) 利用者等の要望の把握及び実現策

- ① 利用者との会話を大切にし、要望や意見に対し前向きな対応を心掛ける。
- ② SNSで要望等を受け付けし、対応する。

- (4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

- ① 遊具の目視点検を毎日行い、危険個所の未然防止を行う。
- ② 苦情は、業務日誌に記載し対応から処理までを明確にする。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

市民や団体、事業者が主となるイベントを行い、連携を図る。

5 個人情報の保護の措置について

職員に対し、守秘義務に関する誓約書を交わし職場で得た個人情報について漏洩の無いよう徹底する。

6 緊急時対策について

(1) 防犯、防災の対応

- ① 警察署に依頼し、警察官立寄所としての認可をもらう。
- ② 防犯に関する看板を設置し、利用者への注意喚起を行う。

(2) その他、緊急時の対応

緊急の場合、警察署、消防署・市役所等への連絡を早急に行い、指示を仰ぐとともに、被害を最小限に止める努力をする。

7 その他

地元稲生地区が主催し、毎年開催する「稲生フェスティバル」に積極的に協力し、地元住民との連携を強める。

8 収支計画

別紙2のとおり



## 別紙 1

## 自主事業計画書(令和6年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
どんぶり館既存イベントとの連携	イチゴ祭や、ぶどう祭のどんぶり館既存イベントに合わせ、キッチンカーでの移動販売や、マルシェ参加者を募集し、楽しい空間づくりを演出する。	8月頃 3月頃

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
スペースを利用したマルシェ	児童公園内のスペースを最大限に利用し、出店者を幅広く集め、児童公園独自イベントを開催。 子どもから高齢者まで幅広い世代が同じ空間で楽しめるイベントを開催する。	10月頃

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
稲生フェスティバル	地元稲生地区が毎年開催するフェスティバルに積極的に協力し、地元住民とのより良い連携を深める。	11月頃

## 別紙 2

## 収支計画書(令和6年度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収 入 合 計 (A)		2,760	
項目	イベント収入 (販売手数料)	760	
	施設管理委託料	2,000	
支 出 合 計 (B)		2,242	
項目	人件費 ・ 清掃職員給与	1,040	時給950円 × 3 時間 × 365日
	施設管理費 ・ 消耗品費 (179千円) ・ 光熱水費 (205千円) ・ 電気代 (120千円)	504	
	業務管理費 ・ 負担金 (210千円) ・ 広告費 (100千円) ・ 委託料 (268千円)	578	
	その他 ・ 通信費 (50千円) ・ 事務経費 (50千円) ・ その他 (20千円)	120	
収 支 (A) - (B)		518	

## 議案第30号

### 第2次西予市総合計画基本構想の変更について

第2次西予市総合計画基本構想を変更したいので、西予市総合計画策定条例(平成26年西予市条例第1号)第5条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

#### 提案理由

西予市総合計画策定条例に基づき、現行の総合計画の期間を延長するため、第2次西予市総合計画基本構想を変更するものである。

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【注意】統計データは過去に遡及して計数等を改訂しています。</p>		
<p>I 総論</p> <p>1 総合計画の基本的な考え方</p> <p>1 はじめに</p> <p>我が国は、生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展により、65歳以上の高齢者の割合が2025年には <b>29.6%</b>と予測され、本市においては45.5%と経験したことがない超少子高齢化社会をいち早く迎える。</p> <p>2 総合計画とは</p> <p>(略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #fce4ec; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">基本構想</div> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">基本計画</div> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">実施計画</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px; background-color: #e1f5fe;">                 目指す将来像 12年後の目指す姿             </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px; background-color: #e1f5fe;">                 目標を実現するため、取り組むべき分野と方向性を体系的に定める             </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px; background-color: #e1f5fe;">                 基本計画に基づき具体的に実施する事業             </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%; background-color: #fff9c4; padding: 5px;">                 9つの12年後のイメージと基本目標                  1. 人口減少                  2. まちデザイン                  3. 産業・雇用創出                  4. 医療・保健・福祉                  5. 危機管理                  6. 地域コミュニティ                  7. 教育・人財育成                  8. 社会インフラ・環境衛生                  9. 行財政             </div> <div style="width: 30%; display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">しごとづくり</div> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">ひとづくり</div> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">まちづくり</div> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">行財政</div> </div> <div style="width: 30%; background-color: #f5f5f5; padding: 5px; border: 1px solid #ccc; text-align: center;">                 各課で実行する 行動計画や事務事業             </div> </div> <p>(略)</p> <p>3 未来に向けて解決すべき市の重要課題</p> <p>1 総論</p>	<p>I 総論</p> <p>1 総合計画の基本的な考え方</p> <p>1 はじめに</p> <p>我が国は、生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展により、65歳以上の高齢者の割合が2025年には30.3%と予測され、本市においては45.5%と経験したことがない超少子高齢化社会をいち早く迎える。</p> <p>2 総合計画とは</p> <p>(略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">基本構想</div> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">基本計画</div> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">実施計画</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px; background-color: #e1f5fe;">                 目指す将来像 10年後の目指す姿 目指す将来像を実現するための基本目標             </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px; background-color: #e1f5fe;">                 目標を実現するため、取り組むべき分野と方向性を体系的に定める             </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px; background-color: #e1f5fe;">                 基本計画に基づき具体的に実施する事業             </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%; background-color: #fff9c4; padding: 5px;">                 9つの10年後のイメージと基本目標                  1. 人口減少                  2. まちデザイン                  3. 産業・雇用創出                  4. 医療・保健・福祉                  5. 危機管理                  6. 地域コミュニティ                  7. 教育・人財育成                  8. 社会インフラ・環境衛生                  9. 行財政             </div> <div style="width: 30%; display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">基本計画 I</div> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">基本計画 II</div> </div> <div style="width: 30%; display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">実施計画 I</div> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">実施計画 II</div> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">実施計画 III</div> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">実施計画 IV</div> </div> </div> <div style="margin-top: 10px; background-color: #fff9c4; padding: 5px; font-size: small;">                 ・地方創生戦略                  ・地域防災計画                  ・四国西予ジオパーク推進計画                  ・健康づくり計画                  等の各課で実行する行動計画             </div> <p>(略)</p> <p>3 未来に向けて解決すべき市の重要課題</p> <p>1 総論</p>	<p>P1 (変更)</p> <p>P2 (変更)</p> <p>P5 (変更)</p>

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>本市の <u>12年後(2027年)</u> の姿を考えるには、本市が抱える重要な課題を十分に認識する必要がある。</p> <p>2 人口減少 (略)</p> <p><u>令和5年4月時点の本市の人口は約3万5千人となっており、平成27年4月時点の4万1千人から6千人減少し、合併した19年前と比較すると約1万2千人も減少している。</u>以前から死亡数が出生数を上回っており、長期的な傾向を見れば、年数が経過するごとに、出生数と死亡数の差は拡大している。更に転出超過も進み、人口減少に歯止めがかからない状況となっている。</p> <p>2060年までの人口を、現在の状況より環境が悪化した場合を低位推計、現在の状況のまま進んだ場合を中位推計、現在の状況より環境が改善するよう政策に取り組んだ場合を高位推計とし、一定の条件の下、以上の3パターン別に推計を行ってみると、次のグラフのとおりの結果が得られた。中位推計の場合は、<u>2025年</u>以降も減少傾向が続き、<u>2060年には、約1万6千人</u> になっている可能性もある。</p> <p>(略)</p>	<p>本市の10年後(2025年)の姿を考えるには、本市が抱える重要な課題を十分に認識する必要がある。</p> <p>2 人口減少 (略)</p> <p>平成31年4月時点の本市の人口は約3万8千人となっており、平成27年4月時点の4万1千人から3千人減少し、合併した15年前と比較すると約9千人も減少している。以前から死亡数が出生数を上回っており、長期的な傾向を見れば、年数が経過するごとに、出生数と死亡数の差は拡大している。更に転出超過も進み、人口減少に歯止めがかからない状況となっている。</p> <p>2060年までの人口を、現在の状況より環境が悪化した場合を低位推計、現在の状況のまま進んだ場合を中位推計、現在の状況より環境が改善するよう政策に取り組んだ場合を高位推計とし、一定の条件の下、以上の3パターン別に推計を行ってみると、次のグラフのとおりの結果が得られた。中位推計の場合は、10年後(2025年)以降も減少傾向が続き、現在から45年後の2060年には、1万6千人台になっている可能性もある。</p> <p>(略)</p>	<p>P6 (変更)</p>

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																																																																																																	
<div style="text-align: center;">旧町別人口推移（低位推計）</div> <div style="text-align: center;">旧町別人口推移（低位推計）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明浜町</td> <td>3,560</td> <td>3,009</td> <td>2,573</td> <td>2,185</td> <td>1,816</td> <td>1,501</td> <td>1,238</td> <td>1,014</td> <td>844</td> <td>703</td> </tr> <tr> <td>宇和町</td> <td>17,291</td> <td>16,508</td> <td>15,594</td> <td>14,646</td> <td>13,821</td> <td>13,033</td> <td>12,186</td> <td>11,382</td> <td>10,578</td> <td>9,790</td> </tr> <tr> <td>野村町</td> <td>8,846</td> <td>7,679</td> <td>6,668</td> <td>5,767</td> <td>4,984</td> <td>4,324</td> <td>3,701</td> <td>3,132</td> <td>2,669</td> <td>2,263</td> </tr> <tr> <td>城川町</td> <td>3,625</td> <td>3,184</td> <td>2,683</td> <td>2,258</td> <td>1,894</td> <td>1,581</td> <td>1,293</td> <td>1,056</td> <td>874</td> <td>723</td> </tr> <tr> <td>三瓶町</td> <td>7,226</td> <td>6,551</td> <td>5,654</td> <td>4,831</td> <td>4,077</td> <td>3,416</td> <td>2,806</td> <td>2,298</td> <td>1,898</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,548</td> <td>36,931</td> <td>33,172</td> <td>29,687</td> <td>26,592</td> <td>23,855</td> <td>21,224</td> <td>18,882</td> <td>16,863</td> <td>15,049</td> </tr> </tbody> </table>		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	明浜町	3,560	3,009	2,573	2,185	1,816	1,501	1,238	1,014	844	703	宇和町	17,291	16,508	15,594	14,646	13,821	13,033	12,186	11,382	10,578	9,790	野村町	8,846	7,679	6,668	5,767	4,984	4,324	3,701	3,132	2,669	2,263	城川町	3,625	3,184	2,683	2,258	1,894	1,581	1,293	1,056	874	723	三瓶町	7,226	6,551	5,654	4,831	4,077	3,416	2,806	2,298	1,898	1,570	計	40,548	36,931	33,172	29,687	26,592	23,855	21,224	18,882	16,863	15,049	<div style="text-align: center;">旧町別人口推移（低位推計）</div> <div style="text-align: center;">旧町別人口推移（低位推計）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015年</th> <th>2019年 (12月末)</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> <th>減少率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明浜町</td> <td>3,560</td> <td>3,056</td> <td>2,616</td> <td>2,222</td> <td>1,859</td> <td>1,533</td> <td>1,268</td> <td>1,037</td> <td>863</td> <td>720</td> <td>-79.8%</td> </tr> <tr> <td>宇和町</td> <td>17,291</td> <td>16,613</td> <td>15,744</td> <td>14,831</td> <td>14,002</td> <td>13,221</td> <td>12,375</td> <td>11,576</td> <td>10,784</td> <td>10,006</td> <td>-42.1%</td> </tr> <tr> <td>野村町</td> <td>8,846</td> <td>7,752</td> <td>6,744</td> <td>5,841</td> <td>5,057</td> <td>4,391</td> <td>3,758</td> <td>3,186</td> <td>2,718</td> <td>2,307</td> <td>-73.9%</td> </tr> <tr> <td>城川町</td> <td>3,625</td> <td>3,214</td> <td>2,714</td> <td>2,289</td> <td>1,920</td> <td>1,610</td> <td>1,320</td> <td>1,078</td> <td>887</td> <td>739</td> <td>-79.6%</td> </tr> <tr> <td>三瓶町</td> <td>7,226</td> <td>6,613</td> <td>5,717</td> <td>4,902</td> <td>4,141</td> <td>3,476</td> <td>2,864</td> <td>2,347</td> <td>1,938</td> <td>1,608</td> <td>-77.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,548</td> <td>37,248</td> <td>33,535</td> <td>30,085</td> <td>26,979</td> <td>24,231</td> <td>21,585</td> <td>19,224</td> <td>17,190</td> <td>15,380</td> <td>-62.1%</td> </tr> </tbody> </table>		2015年	2019年 (12月末)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	減少率	明浜町	3,560	3,056	2,616	2,222	1,859	1,533	1,268	1,037	863	720	-79.8%	宇和町	17,291	16,613	15,744	14,831	14,002	13,221	12,375	11,576	10,784	10,006	-42.1%	野村町	8,846	7,752	6,744	5,841	5,057	4,391	3,758	3,186	2,718	2,307	-73.9%	城川町	3,625	3,214	2,714	2,289	1,920	1,610	1,320	1,078	887	739	-79.6%	三瓶町	7,226	6,613	5,717	4,902	4,141	3,476	2,864	2,347	1,938	1,608	-77.7%	計	40,548	37,248	33,535	30,085	26,979	24,231	21,585	19,224	17,190	15,380	-62.1%	P7 (変更)
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年																																																																																																																																																									
明浜町	3,560	3,009	2,573	2,185	1,816	1,501	1,238	1,014	844	703																																																																																																																																																									
宇和町	17,291	16,508	15,594	14,646	13,821	13,033	12,186	11,382	10,578	9,790																																																																																																																																																									
野村町	8,846	7,679	6,668	5,767	4,984	4,324	3,701	3,132	2,669	2,263																																																																																																																																																									
城川町	3,625	3,184	2,683	2,258	1,894	1,581	1,293	1,056	874	723																																																																																																																																																									
三瓶町	7,226	6,551	5,654	4,831	4,077	3,416	2,806	2,298	1,898	1,570																																																																																																																																																									
計	40,548	36,931	33,172	29,687	26,592	23,855	21,224	18,882	16,863	15,049																																																																																																																																																									
	2015年	2019年 (12月末)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	減少率																																																																																																																																																								
明浜町	3,560	3,056	2,616	2,222	1,859	1,533	1,268	1,037	863	720	-79.8%																																																																																																																																																								
宇和町	17,291	16,613	15,744	14,831	14,002	13,221	12,375	11,576	10,784	10,006	-42.1%																																																																																																																																																								
野村町	8,846	7,752	6,744	5,841	5,057	4,391	3,758	3,186	2,718	2,307	-73.9%																																																																																																																																																								
城川町	3,625	3,214	2,714	2,289	1,920	1,610	1,320	1,078	887	739	-79.6%																																																																																																																																																								
三瓶町	7,226	6,613	5,717	4,902	4,141	3,476	2,864	2,347	1,938	1,608	-77.7%																																																																																																																																																								
計	40,548	37,248	33,535	30,085	26,979	24,231	21,585	19,224	17,190	15,380	-62.1%																																																																																																																																																								

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																																																																																																	
<p style="text-align: center;">旧町別人口推移（中位推計）</p> <p style="text-align: center;">旧町別人口推移（中位推計）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明浜町</td> <td>3,560</td> <td>3,009</td> <td>2,577</td> <td>2,194</td> <td>1,830</td> <td>1,522</td> <td>1,262</td> <td>1,041</td> <td>872</td> <td>732</td> </tr> <tr> <td>宇和町</td> <td>17,291</td> <td>16,508</td> <td>15,662</td> <td>14,790</td> <td>14,049</td> <td>13,338</td> <td>12,547</td> <td>11,808</td> <td>11,078</td> <td>10,374</td> </tr> <tr> <td>野村町</td> <td>8,846</td> <td>7,679</td> <td>6,687</td> <td>5,805</td> <td>5,043</td> <td>4,402</td> <td>3,790</td> <td>3,232</td> <td>2,774</td> <td>2,374</td> </tr> <tr> <td>城川町</td> <td>3,625</td> <td>3,184</td> <td>2,693</td> <td>2,275</td> <td>1,921</td> <td>1,607</td> <td>1,320</td> <td>1,081</td> <td>899</td> <td>749</td> </tr> <tr> <td>三瓶町</td> <td>7,226</td> <td>6,551</td> <td>5,667</td> <td>4,859</td> <td>4,119</td> <td>3,467</td> <td>2,858</td> <td>2,353</td> <td>1,954</td> <td>1,628</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,548</td> <td>36,931</td> <td>33,286</td> <td>29,923</td> <td>26,962</td> <td>24,336</td> <td>21,777</td> <td>19,515</td> <td>17,577</td> <td>15,857</td> </tr> </tbody> </table>		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	明浜町	3,560	3,009	2,577	2,194	1,830	1,522	1,262	1,041	872	732	宇和町	17,291	16,508	15,662	14,790	14,049	13,338	12,547	11,808	11,078	10,374	野村町	8,846	7,679	6,687	5,805	5,043	4,402	3,790	3,232	2,774	2,374	城川町	3,625	3,184	2,693	2,275	1,921	1,607	1,320	1,081	899	749	三瓶町	7,226	6,551	5,667	4,859	4,119	3,467	2,858	2,353	1,954	1,628	計	40,548	36,931	33,286	29,923	26,962	24,336	21,777	19,515	17,577	15,857	<p style="text-align: center;">旧町別人口推移（中位推計）</p> <p style="text-align: center;">旧町別人口推移（中位推計）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015年</th> <th>2019年 (12月末)</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> <th>減少率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明浜町</td> <td>3,560</td> <td>3,056</td> <td>2,621</td> <td>2,234</td> <td>1,876</td> <td>1,553</td> <td>1,292</td> <td>1,066</td> <td>893</td> <td>752</td> <td>-78.9%</td> </tr> <tr> <td>宇和町</td> <td>17,291</td> <td>16,613</td> <td>15,818</td> <td>14,986</td> <td>14,241</td> <td>13,537</td> <td>12,745</td> <td>12,011</td> <td>11,305</td> <td>10,614</td> <td>-38.6%</td> </tr> <tr> <td>野村町</td> <td>8,846</td> <td>7,752</td> <td>6,766</td> <td>5,887</td> <td>5,125</td> <td>4,480</td> <td>3,855</td> <td>3,294</td> <td>2,834</td> <td>2,432</td> <td>-72.5%</td> </tr> <tr> <td>城川町</td> <td>3,625</td> <td>3,214</td> <td>2,720</td> <td>2,300</td> <td>1,937</td> <td>1,628</td> <td>1,338</td> <td>1,096</td> <td>906</td> <td>759</td> <td>-79.1%</td> </tr> <tr> <td>三瓶町</td> <td>7,226</td> <td>6,613</td> <td>5,735</td> <td>4,938</td> <td>4,186</td> <td>3,528</td> <td>2,919</td> <td>2,401</td> <td>1,995</td> <td>1,667</td> <td>-76.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,548</td> <td>37,248</td> <td>33,660</td> <td>30,345</td> <td>27,365</td> <td>24,726</td> <td>22,149</td> <td>19,868</td> <td>17,933</td> <td>16,224</td> <td>-60.0%</td> </tr> </tbody> </table>		2015年	2019年 (12月末)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	減少率	明浜町	3,560	3,056	2,621	2,234	1,876	1,553	1,292	1,066	893	752	-78.9%	宇和町	17,291	16,613	15,818	14,986	14,241	13,537	12,745	12,011	11,305	10,614	-38.6%	野村町	8,846	7,752	6,766	5,887	5,125	4,480	3,855	3,294	2,834	2,432	-72.5%	城川町	3,625	3,214	2,720	2,300	1,937	1,628	1,338	1,096	906	759	-79.1%	三瓶町	7,226	6,613	5,735	4,938	4,186	3,528	2,919	2,401	1,995	1,667	-76.9%	計	40,548	37,248	33,660	30,345	27,365	24,726	22,149	19,868	17,933	16,224	-60.0%	<p>P8 (変更)</p>
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年																																																																																																																																																									
明浜町	3,560	3,009	2,577	2,194	1,830	1,522	1,262	1,041	872	732																																																																																																																																																									
宇和町	17,291	16,508	15,662	14,790	14,049	13,338	12,547	11,808	11,078	10,374																																																																																																																																																									
野村町	8,846	7,679	6,687	5,805	5,043	4,402	3,790	3,232	2,774	2,374																																																																																																																																																									
城川町	3,625	3,184	2,693	2,275	1,921	1,607	1,320	1,081	899	749																																																																																																																																																									
三瓶町	7,226	6,551	5,667	4,859	4,119	3,467	2,858	2,353	1,954	1,628																																																																																																																																																									
計	40,548	36,931	33,286	29,923	26,962	24,336	21,777	19,515	17,577	15,857																																																																																																																																																									
	2015年	2019年 (12月末)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	減少率																																																																																																																																																								
明浜町	3,560	3,056	2,621	2,234	1,876	1,553	1,292	1,066	893	752	-78.9%																																																																																																																																																								
宇和町	17,291	16,613	15,818	14,986	14,241	13,537	12,745	12,011	11,305	10,614	-38.6%																																																																																																																																																								
野村町	8,846	7,752	6,766	5,887	5,125	4,480	3,855	3,294	2,834	2,432	-72.5%																																																																																																																																																								
城川町	3,625	3,214	2,720	2,300	1,937	1,628	1,338	1,096	906	759	-79.1%																																																																																																																																																								
三瓶町	7,226	6,613	5,735	4,938	4,186	3,528	2,919	2,401	1,995	1,667	-76.9%																																																																																																																																																								
計	40,548	37,248	33,660	30,345	27,365	24,726	22,149	19,868	17,933	16,224	-60.0%																																																																																																																																																								

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																																																																																																																																																																																					
<div style="text-align: center;">旧町別人口推移 (高位推計)</div> <div style="text-align: center;">旧町別人口推移 (高位推計)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明浜町</td> <td>3,560</td> <td>3,009</td> <td>2,589</td> <td>2,222</td> <td>1,873</td> <td>1,577</td> <td>1,329</td> <td>1,120</td> <td>963</td> <td>831</td> </tr> <tr> <td>宇和町</td> <td>17,291</td> <td>16,508</td> <td>15,782</td> <td>15,074</td> <td>14,536</td> <td>14,048</td> <td>13,448</td> <td>12,911</td> <td>12,417</td> <td>11,967</td> </tr> <tr> <td>野村町</td> <td>8,846</td> <td>7,679</td> <td>6,724</td> <td>5,891</td> <td>5,181</td> <td>4,591</td> <td>4,012</td> <td>3,485</td> <td>3,061</td> <td>2,696</td> </tr> <tr> <td>城川町</td> <td>3,625</td> <td>3,184</td> <td>2,705</td> <td>2,304</td> <td>1,960</td> <td>1,661</td> <td>1,379</td> <td>1,146</td> <td>971</td> <td>823</td> </tr> <tr> <td>三瓶町</td> <td>7,226</td> <td>6,551</td> <td>5,697</td> <td>4,926</td> <td>4,216</td> <td>3,593</td> <td>2,998</td> <td>2,503</td> <td>2,117</td> <td>1,799</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,548</td> <td>36,931</td> <td>33,497</td> <td>30,417</td> <td>27,766</td> <td>25,470</td> <td>23,166</td> <td>21,165</td> <td>19,529</td> <td>18,116</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">旧町別人口推移 (高位推計)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015年</th> <th>2019年 (12月末)</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> <th>減少率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明浜町</td> <td>3,560</td> <td>3,056</td> <td>2,634</td> <td>2,263</td> <td>1,921</td> <td>1,613</td> <td>1,363</td> <td>1,150</td> <td>990</td> <td>855</td> <td>-76.0%</td> </tr> <tr> <td>宇和町</td> <td>17,291</td> <td>16,613</td> <td>15,945</td> <td>15,285</td> <td>14,747</td> <td>14,268</td> <td>13,668</td> <td>13,141</td> <td>12,683</td> <td>12,258</td> <td>-29.1%</td> </tr> <tr> <td>野村町</td> <td>8,846</td> <td>7,752</td> <td>6,801</td> <td>5,969</td> <td>5,256</td> <td>4,663</td> <td>4,071</td> <td>3,537</td> <td>3,112</td> <td>2,746</td> <td>-69.0%</td> </tr> <tr> <td>城川町</td> <td>3,625</td> <td>3,214</td> <td>2,738</td> <td>2,342</td> <td>1,996</td> <td>1,705</td> <td>1,422</td> <td>1,182</td> <td>1,001</td> <td>858</td> <td>-76.3%</td> </tr> <tr> <td>三瓶町</td> <td>7,226</td> <td>6,613</td> <td>5,768</td> <td>5,007</td> <td>4,288</td> <td>3,656</td> <td>3,061</td> <td>2,557</td> <td>2,168</td> <td>1,853</td> <td>-74.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,548</td> <td>37,248</td> <td>33,886</td> <td>30,866</td> <td>28,208</td> <td>25,905</td> <td>23,585</td> <td>21,567</td> <td>19,954</td> <td>18,570</td> <td>-54.2%</td> </tr> </tbody> </table>		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	明浜町	3,560	3,009	2,589	2,222	1,873	1,577	1,329	1,120	963	831	宇和町	17,291	16,508	15,782	15,074	14,536	14,048	13,448	12,911	12,417	11,967	野村町	8,846	7,679	6,724	5,891	5,181	4,591	4,012	3,485	3,061	2,696	城川町	3,625	3,184	2,705	2,304	1,960	1,661	1,379	1,146	971	823	三瓶町	7,226	6,551	5,697	4,926	4,216	3,593	2,998	2,503	2,117	1,799	計	40,548	36,931	33,497	30,417	27,766	25,470	23,166	21,165	19,529	18,116		2015年	2019年 (12月末)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	減少率	明浜町	3,560	3,056	2,634	2,263	1,921	1,613	1,363	1,150	990	855	-76.0%	宇和町	17,291	16,613	15,945	15,285	14,747	14,268	13,668	13,141	12,683	12,258	-29.1%	野村町	8,846	7,752	6,801	5,969	5,256	4,663	4,071	3,537	3,112	2,746	-69.0%	城川町	3,625	3,214	2,738	2,342	1,996	1,705	1,422	1,182	1,001	858	-76.3%	三瓶町	7,226	6,613	5,768	5,007	4,288	3,656	3,061	2,557	2,168	1,853	-74.4%	計	40,548	37,248	33,886	30,866	28,208	25,905	23,585	21,567	19,954	18,570	-54.2%	<div style="text-align: center;">旧町別人口推移 (高位推計)</div> <div style="text-align: center;">旧町別人口推移 (高位推計)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015年</th> <th>2019年 (12月末)</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> <th>減少率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明浜町</td> <td>3,560</td> <td>3,056</td> <td>2,634</td> <td>2,263</td> <td>1,921</td> <td>1,613</td> <td>1,363</td> <td>1,150</td> <td>990</td> <td>855</td> <td>-76.0%</td> </tr> <tr> <td>宇和町</td> <td>17,291</td> <td>16,613</td> <td>15,945</td> <td>15,285</td> <td>14,747</td> <td>14,268</td> <td>13,668</td> <td>13,141</td> <td>12,683</td> <td>12,258</td> <td>-29.1%</td> </tr> <tr> <td>野村町</td> <td>8,846</td> <td>7,752</td> <td>6,801</td> <td>5,969</td> <td>5,256</td> <td>4,663</td> <td>4,071</td> <td>3,537</td> <td>3,112</td> <td>2,746</td> <td>-69.0%</td> </tr> <tr> <td>城川町</td> <td>3,625</td> <td>3,214</td> <td>2,738</td> <td>2,342</td> <td>1,996</td> <td>1,705</td> <td>1,422</td> <td>1,182</td> <td>1,001</td> <td>858</td> <td>-76.3%</td> </tr> <tr> <td>三瓶町</td> <td>7,226</td> <td>6,613</td> <td>5,768</td> <td>5,007</td> <td>4,288</td> <td>3,656</td> <td>3,061</td> <td>2,557</td> <td>2,168</td> <td>1,853</td> <td>-74.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,548</td> <td>37,248</td> <td>33,886</td> <td>30,866</td> <td>28,208</td> <td>25,905</td> <td>23,585</td> <td>21,567</td> <td>19,954</td> <td>18,570</td> <td>-54.2%</td> </tr> </tbody> </table>		2015年	2019年 (12月末)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	減少率	明浜町	3,560	3,056	2,634	2,263	1,921	1,613	1,363	1,150	990	855	-76.0%	宇和町	17,291	16,613	15,945	15,285	14,747	14,268	13,668	13,141	12,683	12,258	-29.1%	野村町	8,846	7,752	6,801	5,969	5,256	4,663	4,071	3,537	3,112	2,746	-69.0%	城川町	3,625	3,214	2,738	2,342	1,996	1,705	1,422	1,182	1,001	858	-76.3%	三瓶町	7,226	6,613	5,768	5,007	4,288	3,656	3,061	2,557	2,168	1,853	-74.4%	計	40,548	37,248	33,886	30,866	28,208	25,905	23,585	21,567	19,954	18,570	-54.2%	<p>P9 (変更)</p>
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年																																																																																																																																																																																																																																													
明浜町	3,560	3,009	2,589	2,222	1,873	1,577	1,329	1,120	963	831																																																																																																																																																																																																																																													
宇和町	17,291	16,508	15,782	15,074	14,536	14,048	13,448	12,911	12,417	11,967																																																																																																																																																																																																																																													
野村町	8,846	7,679	6,724	5,891	5,181	4,591	4,012	3,485	3,061	2,696																																																																																																																																																																																																																																													
城川町	3,625	3,184	2,705	2,304	1,960	1,661	1,379	1,146	971	823																																																																																																																																																																																																																																													
三瓶町	7,226	6,551	5,697	4,926	4,216	3,593	2,998	2,503	2,117	1,799																																																																																																																																																																																																																																													
計	40,548	36,931	33,497	30,417	27,766	25,470	23,166	21,165	19,529	18,116																																																																																																																																																																																																																																													
	2015年	2019年 (12月末)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	減少率																																																																																																																																																																																																																																												
明浜町	3,560	3,056	2,634	2,263	1,921	1,613	1,363	1,150	990	855	-76.0%																																																																																																																																																																																																																																												
宇和町	17,291	16,613	15,945	15,285	14,747	14,268	13,668	13,141	12,683	12,258	-29.1%																																																																																																																																																																																																																																												
野村町	8,846	7,752	6,801	5,969	5,256	4,663	4,071	3,537	3,112	2,746	-69.0%																																																																																																																																																																																																																																												
城川町	3,625	3,214	2,738	2,342	1,996	1,705	1,422	1,182	1,001	858	-76.3%																																																																																																																																																																																																																																												
三瓶町	7,226	6,613	5,768	5,007	4,288	3,656	3,061	2,557	2,168	1,853	-74.4%																																																																																																																																																																																																																																												
計	40,548	37,248	33,886	30,866	28,208	25,905	23,585	21,567	19,954	18,570	-54.2%																																																																																																																																																																																																																																												
	2015年	2019年 (12月末)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	減少率																																																																																																																																																																																																																																												
明浜町	3,560	3,056	2,634	2,263	1,921	1,613	1,363	1,150	990	855	-76.0%																																																																																																																																																																																																																																												
宇和町	17,291	16,613	15,945	15,285	14,747	14,268	13,668	13,141	12,683	12,258	-29.1%																																																																																																																																																																																																																																												
野村町	8,846	7,752	6,801	5,969	5,256	4,663	4,071	3,537	3,112	2,746	-69.0%																																																																																																																																																																																																																																												
城川町	3,625	3,214	2,738	2,342	1,996	1,705	1,422	1,182	1,001	858	-76.3%																																																																																																																																																																																																																																												
三瓶町	7,226	6,613	5,768	5,007	4,288	3,656	3,061	2,557	2,168	1,853	-74.4%																																																																																																																																																																																																																																												
計	40,548	37,248	33,886	30,866	28,208	25,905	23,585	21,567	19,954	18,570	-54.2%																																																																																																																																																																																																																																												
<div style="text-align: center;">参考 周辺自治体の人口推移</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">西予市</th> <th colspan="3">宇和島市</th> <th colspan="3">八幡浜市</th> <th colspan="3">大洲市</th> </tr> <tr> <th>2020年</th> <th>2040年</th> <th>増減率</th> <th>2020年</th> <th>2040年</th> <th>増減率</th> <th>2020年</th> <th>2040年</th> <th>増減率</th> <th>2020年</th> <th>2040年</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>35,388</td> <td>23,128</td> <td>-34.6%</td> <td>70,809</td> <td>46,396</td> <td>-34.5%</td> <td>31,987</td> <td>20,492</td> <td>-35.9%</td> <td>40,575</td> <td>27,018</td> <td>-33.4%</td> </tr> <tr> <td>年少人口</td> <td>3,579</td> <td>1,729</td> <td>-51.7%</td> <td>7,204</td> <td>3,267</td> <td>-54.7%</td> <td>3,058</td> <td>1,458</td> <td>-52.3%</td> <td>4,585</td> <td>2,079</td> <td>-54.7%</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口</td> <td>16,204</td> <td>9,804</td> <td>-39.5%</td> <td>35,303</td> <td>20,308</td> <td>-42.5%</td> <td>15,771</td> <td>8,657</td> <td>-45.1%</td> <td>20,871</td> <td>12,126</td> <td>-41.9%</td> </tr> <tr> <td>老年人口</td> <td>15,605</td> <td>11,595</td> <td>-25.7%</td> <td>28,302</td> <td>22,821</td> <td>-19.4%</td> <td>13,158</td> <td>10,377</td> <td>-21.1%</td> <td>15,119</td> <td>12,813</td> <td>-15.3%</td> </tr> </tbody> </table>		西予市			宇和島市			八幡浜市			大洲市			2020年	2040年	増減率	2020年	2040年	増減率	2020年	2040年	増減率	2020年	2040年	増減率	総人口	35,388	23,128	-34.6%	70,809	46,396	-34.5%	31,987	20,492	-35.9%	40,575	27,018	-33.4%	年少人口	3,579	1,729	-51.7%	7,204	3,267	-54.7%	3,058	1,458	-52.3%	4,585	2,079	-54.7%	生産年齢人口	16,204	9,804	-39.5%	35,303	20,308	-42.5%	15,771	8,657	-45.1%	20,871	12,126	-41.9%	老年人口	15,605	11,595	-25.7%	28,302	22,821	-19.4%	13,158	10,377	-21.1%	15,119	12,813	-15.3%	<div style="text-align: center;">参考 周辺自治体の人口推移</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">西予市</th> <th colspan="3">宇和島市</th> <th colspan="3">八幡浜市</th> <th colspan="3">大洲市</th> </tr> <tr> <th>2015年</th> <th>2040年</th> <th>増減率</th> <th>2015年</th> <th>2040年</th> <th>増減率</th> <th>2015年</th> <th>2040年</th> <th>増減率</th> <th>2015年</th> <th>2040年</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>38,919</td> <td>23,770</td> <td>-38.9%</td> <td>77,465</td> <td>44,893</td> <td>-42.0%</td> <td>34,951</td> <td>19,399</td> <td>-44.5%</td> <td>44,086</td> <td>28,693</td> <td>-34.9%</td> </tr> <tr> <td>年少人口</td> <td>4,199</td> <td>2,091</td> <td>-50.2%</td> <td>8,483</td> <td>3,440</td> <td>-59.4%</td> <td>3,558</td> <td>1,308</td> <td>-63.2%</td> <td>5,382</td> <td>2,620</td> <td>-51.3%</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口</td> <td>18,837</td> <td>10,123</td> <td>-46.3%</td> <td>40,803</td> <td>19,468</td> <td>-52.3%</td> <td>18,271</td> <td>7,996</td> <td>-56.2%</td> <td>23,804</td> <td>12,605</td> <td>-47.0%</td> </tr> <tr> <td>老年人口</td> <td>15,883</td> <td>11,556</td> <td>-27.2%</td> <td>28,179</td> <td>21,985</td> <td>-22.0%</td> <td>13,122</td> <td>10,095</td> <td>-23.1%</td> <td>14,900</td> <td>13,468</td> <td>-9.6%</td> </tr> </tbody> </table>		西予市			宇和島市			八幡浜市			大洲市			2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率	総人口	38,919	23,770	-38.9%	77,465	44,893	-42.0%	34,951	19,399	-44.5%	44,086	28,693	-34.9%	年少人口	4,199	2,091	-50.2%	8,483	3,440	-59.4%	3,558	1,308	-63.2%	5,382	2,620	-51.3%	生産年齢人口	18,837	10,123	-46.3%	40,803	19,468	-52.3%	18,271	7,996	-56.2%	23,804	12,605	-47.0%	老年人口	15,883	11,556	-27.2%	28,179	21,985	-22.0%	13,122	10,095	-23.1%	14,900	13,468	-9.6%																																																																																												
		西予市			宇和島市			八幡浜市			大洲市																																																																																																																																																																																																																																												
	2020年	2040年	増減率	2020年	2040年	増減率	2020年	2040年	増減率	2020年	2040年	増減率																																																																																																																																																																																																																																											
総人口	35,388	23,128	-34.6%	70,809	46,396	-34.5%	31,987	20,492	-35.9%	40,575	27,018	-33.4%																																																																																																																																																																																																																																											
年少人口	3,579	1,729	-51.7%	7,204	3,267	-54.7%	3,058	1,458	-52.3%	4,585	2,079	-54.7%																																																																																																																																																																																																																																											
生産年齢人口	16,204	9,804	-39.5%	35,303	20,308	-42.5%	15,771	8,657	-45.1%	20,871	12,126	-41.9%																																																																																																																																																																																																																																											
老年人口	15,605	11,595	-25.7%	28,302	22,821	-19.4%	13,158	10,377	-21.1%	15,119	12,813	-15.3%																																																																																																																																																																																																																																											
	西予市			宇和島市			八幡浜市			大洲市																																																																																																																																																																																																																																													
	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率																																																																																																																																																																																																																																											
総人口	38,919	23,770	-38.9%	77,465	44,893	-42.0%	34,951	19,399	-44.5%	44,086	28,693	-34.9%																																																																																																																																																																																																																																											
年少人口	4,199	2,091	-50.2%	8,483	3,440	-59.4%	3,558	1,308	-63.2%	5,382	2,620	-51.3%																																																																																																																																																																																																																																											
生産年齢人口	18,837	10,123	-46.3%	40,803	19,468	-52.3%	18,271	7,996	-56.2%	23,804	12,605	-47.0%																																																																																																																																																																																																																																											
老年人口	15,883	11,556	-27.2%	28,179	21,985	-22.0%	13,122	10,095	-23.1%	14,900	13,468	-9.6%																																																																																																																																																																																																																																											



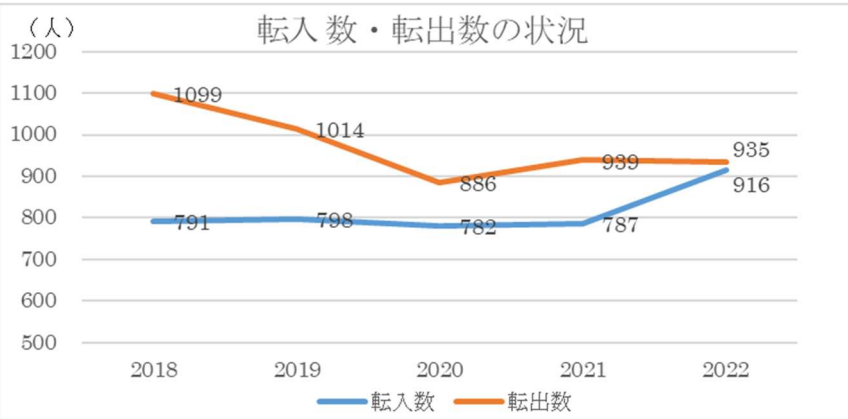
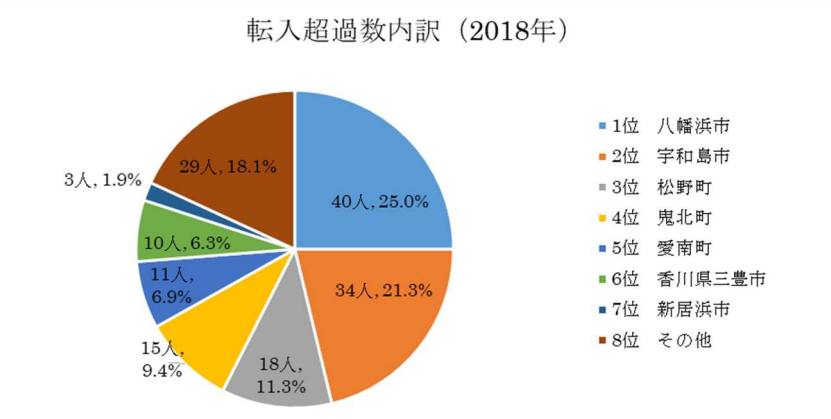
## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新													旧													備考欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ア 結婚・出産・子育て (略) 西予市における性別年代別未婚率の推移													ア 結婚・出産・子育て (略) 西予市における性別年代別未婚率の推移													P10 (変更)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">階層</th> <th colspan="12" style="text-align: center;">男性</th> </tr> <tr> <th colspan="3">2000年</th> <th colspan="3">2005年</th> <th colspan="3">2010年</th> <th colspan="3">2015年</th> <th colspan="3">2020年</th> </tr> <tr> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳代</td><td>1,767</td><td>1,362</td><td>77.1%</td><td>1,494</td><td>1,102</td><td>73.8%</td><td>1,097</td><td>793</td><td>72.3%</td><td>949</td><td>728</td><td>76.7%</td><td>797</td><td>638</td><td>80.1%</td></tr> <tr><td>30歳代</td><td>2,073</td><td>712</td><td>34.3%</td><td>1,978</td><td>743</td><td>37.6%</td><td>1,995</td><td>788</td><td>39.5%</td><td>1,760</td><td>675</td><td>38.4%</td><td>1,386</td><td>572</td><td>41.3%</td></tr> <tr><td>40歳代</td><td>2,956</td><td>571</td><td>19.3%</td><td>2,500</td><td>554</td><td>22.2%</td><td>2,075</td><td>578</td><td>27.9%</td><td>1,975</td><td>577</td><td>29.2%</td><td>1,975</td><td>602</td><td>30.5%</td></tr> <tr><td>50歳代</td><td>3,374</td><td>308</td><td>9.1%</td><td>3,507</td><td>506</td><td>14.4%</td><td>2,931</td><td>530</td><td>18.1%</td><td>2,421</td><td>515</td><td>21.3%</td><td>2,074</td><td>527</td><td>25.4%</td></tr> <tr><td>60歳代</td><td>3,403</td><td>105</td><td>3.1%</td><td>2,988</td><td>156</td><td>5.2%</td><td>3,322</td><td>293</td><td>8.8%</td><td>3,438</td><td>452</td><td>13.1%</td><td>2,811</td><td>479</td><td>17.0%</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">階層</th> <th colspan="12" style="text-align: center;">女性</th> </tr> <tr> <th colspan="3">2000年度</th> <th colspan="3">2005年度</th> <th colspan="3">2010年度</th> <th colspan="3">2015年度</th> <th colspan="3">2020年度</th> </tr> <tr> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳代</td><td>1,699</td><td>1,049</td><td>61.7%</td><td>1,526</td><td>923</td><td>60.5%</td><td>1,091</td><td>679</td><td>62.2%</td><td>1,005</td><td>641</td><td>63.8%</td><td>704</td><td>484</td><td>68.8%</td></tr> <tr><td>30歳代</td><td>2,153</td><td>375</td><td>17.4%</td><td>2,085</td><td>444</td><td>21.3%</td><td>1,923</td><td>473</td><td>24.6%</td><td>1,723</td><td>426</td><td>24.7%</td><td>1,422</td><td>372</td><td>26.2%</td></tr> <tr><td>40歳代</td><td>2,937</td><td>189</td><td>6.4%</td><td>2,437</td><td>212</td><td>8.7%</td><td>2,090</td><td>291</td><td>13.9%</td><td>2,028</td><td>353</td><td>17.4%</td><td>1,903</td><td>331</td><td>17.4%</td></tr> <tr><td>50歳代</td><td>3,497</td><td>168</td><td>4.8%</td><td>3,532</td><td>209</td><td>5.9%</td><td>2,924</td><td>189</td><td>6.5%</td><td>2,361</td><td>212</td><td>9.0%</td><td>2,070</td><td>278</td><td>13.4%</td></tr> <tr><td>60歳代</td><td>4,126</td><td>147</td><td>3.6%</td><td>3,573</td><td>144</td><td>4.0%</td><td>3,551</td><td>182</td><td>5.1%</td><td>3,557</td><td>201</td><td>5.7%</td><td>2,895</td><td>168</td><td>5.8%</td></tr> </tbody> </table>													階層	男性													2000年			2005年			2010年			2015年			2020年			総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	20歳代	1,767	1,362	77.1%	1,494	1,102	73.8%	1,097	793	72.3%	949	728	76.7%	797	638	80.1%	30歳代	2,073	712	34.3%	1,978	743	37.6%	1,995	788	39.5%	1,760	675	38.4%	1,386	572	41.3%	40歳代	2,956	571	19.3%	2,500	554	22.2%	2,075	578	27.9%	1,975	577	29.2%	1,975	602	30.5%	50歳代	3,374	308	9.1%	3,507	506	14.4%	2,931	530	18.1%	2,421	515	21.3%	2,074	527	25.4%	60歳代	3,403	105	3.1%	2,988	156	5.2%	3,322	293	8.8%	3,438	452	13.1%	2,811	479	17.0%	階層	女性												2000年度			2005年度			2010年度			2015年度			2020年度			総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	20歳代	1,699	1,049	61.7%	1,526	923	60.5%	1,091	679	62.2%	1,005	641	63.8%	704	484	68.8%	30歳代	2,153	375	17.4%	2,085	444	21.3%	1,923	473	24.6%	1,723	426	24.7%	1,422	372	26.2%	40歳代	2,937	189	6.4%	2,437	212	8.7%	2,090	291	13.9%	2,028	353	17.4%	1,903	331	17.4%	50歳代	3,497	168	4.8%	3,532	209	5.9%	2,924	189	6.5%	2,361	212	9.0%	2,070	278	13.4%	60歳代	4,126	147	3.6%	3,573	144	4.0%	3,551	182	5.1%	3,557	201	5.7%	2,895	168	5.8%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">階層</th> <th colspan="12" style="text-align: center;">男性</th> </tr> <tr> <th colspan="3">1995年度</th> <th colspan="3">2000年度</th> <th colspan="3">2005年度</th> <th colspan="3">2010年度</th> <th colspan="3">2015年度</th> </tr> <tr> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳代</td><td>1,602</td><td>1,221</td><td>76.2%</td><td>1,767</td><td>1,362</td><td>77.1%</td><td>1,494</td><td>1,102</td><td>73.8%</td><td>1,097</td><td>793</td><td>72.3%</td><td>949</td><td>728</td><td>76.7%</td></tr> <tr><td>30歳代</td><td>2,345</td><td>692</td><td>29.5%</td><td>2,073</td><td>712</td><td>34.3%</td><td>1,978</td><td>743</td><td>37.6%</td><td>1,995</td><td>788</td><td>39.5%</td><td>1,760</td><td>675</td><td>38.4%</td></tr> <tr><td>40歳代</td><td>3,567</td><td>567</td><td>15.9%</td><td>2,956</td><td>571</td><td>19.3%</td><td>2,500</td><td>554</td><td>22.2%</td><td>2,075</td><td>578</td><td>27.9%</td><td>1,975</td><td>577</td><td>29.2%</td></tr> <tr><td>50歳代</td><td>3,040</td><td>163</td><td>5.4%</td><td>3,374</td><td>308</td><td>9.1%</td><td>3,507</td><td>506</td><td>14.4%</td><td>2,931</td><td>530</td><td>18.1%</td><td>2,421</td><td>515</td><td>21.3%</td></tr> <tr><td>60歳代</td><td>3,835</td><td>64</td><td>1.7%</td><td>3,403</td><td>105</td><td>3.1%</td><td>2,988</td><td>156</td><td>5.2%</td><td>3,322</td><td>293</td><td>8.8%</td><td>3,438</td><td>452</td><td>13.1%</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">階層</th> <th colspan="12" style="text-align: center;">女性</th> </tr> <tr> <th colspan="3">1995年度</th> <th colspan="3">2000年度</th> <th colspan="3">2005年度</th> <th colspan="3">2010年度</th> <th colspan="3">2015年度</th> </tr> <tr> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> <th>総数</th><th>未婚者</th><th>未婚率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳代</td><td>1,720</td><td>1,045</td><td>60.8%</td><td>1,699</td><td>1,049</td><td>61.7%</td><td>1,526</td><td>923</td><td>60.5%</td><td>1,091</td><td>679</td><td>62.2%</td><td>1,005</td><td>641</td><td>63.8%</td></tr> <tr><td>30歳代</td><td>2,373</td><td>292</td><td>12.3%</td><td>2,153</td><td>375</td><td>17.4%</td><td>2,085</td><td>444</td><td>21.3%</td><td>1,923</td><td>473</td><td>24.6%</td><td>1,723</td><td>426</td><td>24.7%</td></tr> <tr><td>40歳代</td><td>3,487</td><td>198</td><td>5.7%</td><td>2,937</td><td>189</td><td>6.4%</td><td>2,437</td><td>212</td><td>8.7%</td><td>2,090</td><td>291</td><td>13.9%</td><td>2,028</td><td>353</td><td>17.4%</td></tr> <tr><td>50歳代</td><td>3,565</td><td>148</td><td>4.2%</td><td>3,497</td><td>168</td><td>4.8%</td><td>3,532</td><td>209</td><td>5.9%</td><td>2,924</td><td>189</td><td>6.5%</td><td>2,361</td><td>212</td><td>9.0%</td></tr> <tr><td>60歳代</td><td>4,614</td><td>154</td><td>3.3%</td><td>4,126</td><td>147</td><td>3.6%</td><td>3,573</td><td>144</td><td>4.0%</td><td>3,551</td><td>182</td><td>5.1%</td><td>3,557</td><td>201</td><td>5.7%</td></tr> </tbody> </table>													階層	男性												1995年度			2000年度			2005年度			2010年度			2015年度			総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	20歳代	1,602	1,221	76.2%	1,767	1,362	77.1%	1,494	1,102	73.8%	1,097	793	72.3%	949	728	76.7%	30歳代	2,345	692	29.5%	2,073	712	34.3%	1,978	743	37.6%	1,995	788	39.5%	1,760	675	38.4%	40歳代	3,567	567	15.9%	2,956	571	19.3%	2,500	554	22.2%	2,075	578	27.9%	1,975	577	29.2%	50歳代	3,040	163	5.4%	3,374	308	9.1%	3,507	506	14.4%	2,931	530	18.1%	2,421	515	21.3%	60歳代	3,835	64	1.7%	3,403	105	3.1%	2,988	156	5.2%	3,322	293	8.8%	3,438	452	13.1%	階層	女性												1995年度			2000年度			2005年度			2010年度			2015年度			総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	20歳代	1,720	1,045	60.8%	1,699	1,049	61.7%	1,526	923	60.5%	1,091	679	62.2%	1,005	641	63.8%	30歳代	2,373	292	12.3%	2,153	375	17.4%	2,085	444	21.3%	1,923	473	24.6%	1,723	426	24.7%	40歳代	3,487	198	5.7%	2,937	189	6.4%	2,437	212	8.7%	2,090	291	13.9%	2,028	353	17.4%	50歳代	3,565	148	4.2%	3,497	168	4.8%	3,532	209	5.9%	2,924	189	6.5%	2,361	212	9.0%	60歳代	4,614	154	3.3%	4,126	147	3.6%	3,573	144	4.0%	3,551	182	5.1%	3,557	201
階層	男性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2000年			2005年			2010年			2015年				2020年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20歳代	1,767	1,362	77.1%	1,494	1,102	73.8%	1,097	793	72.3%	949	728	76.7%	797	638	80.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30歳代	2,073	712	34.3%	1,978	743	37.6%	1,995	788	39.5%	1,760	675	38.4%	1,386	572	41.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
40歳代	2,956	571	19.3%	2,500	554	22.2%	2,075	578	27.9%	1,975	577	29.2%	1,975	602	30.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
50歳代	3,374	308	9.1%	3,507	506	14.4%	2,931	530	18.1%	2,421	515	21.3%	2,074	527	25.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
60歳代	3,403	105	3.1%	2,988	156	5.2%	3,322	293	8.8%	3,438	452	13.1%	2,811	479	17.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
階層	女性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2000年度			2005年度			2010年度			2015年度			2020年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20歳代	1,699	1,049	61.7%	1,526	923	60.5%	1,091	679	62.2%	1,005	641	63.8%	704	484	68.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30歳代	2,153	375	17.4%	2,085	444	21.3%	1,923	473	24.6%	1,723	426	24.7%	1,422	372	26.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
40歳代	2,937	189	6.4%	2,437	212	8.7%	2,090	291	13.9%	2,028	353	17.4%	1,903	331	17.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
50歳代	3,497	168	4.8%	3,532	209	5.9%	2,924	189	6.5%	2,361	212	9.0%	2,070	278	13.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
60歳代	4,126	147	3.6%	3,573	144	4.0%	3,551	182	5.1%	3,557	201	5.7%	2,895	168	5.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
階層	男性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	1995年度			2000年度			2005年度			2010年度			2015年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20歳代	1,602	1,221	76.2%	1,767	1,362	77.1%	1,494	1,102	73.8%	1,097	793	72.3%	949	728	76.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30歳代	2,345	692	29.5%	2,073	712	34.3%	1,978	743	37.6%	1,995	788	39.5%	1,760	675	38.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
40歳代	3,567	567	15.9%	2,956	571	19.3%	2,500	554	22.2%	2,075	578	27.9%	1,975	577	29.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
50歳代	3,040	163	5.4%	3,374	308	9.1%	3,507	506	14.4%	2,931	530	18.1%	2,421	515	21.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
60歳代	3,835	64	1.7%	3,403	105	3.1%	2,988	156	5.2%	3,322	293	8.8%	3,438	452	13.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
階層	女性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	1995年度			2000年度			2005年度			2010年度			2015年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20歳代	1,720	1,045	60.8%	1,699	1,049	61.7%	1,526	923	60.5%	1,091	679	62.2%	1,005	641	63.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30歳代	2,373	292	12.3%	2,153	375	17.4%	2,085	444	21.3%	1,923	473	24.6%	1,723	426	24.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
40歳代	3,487	198	5.7%	2,937	189	6.4%	2,437	212	8.7%	2,090	291	13.9%	2,028	353	17.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
50歳代	3,565	148	4.2%	3,497	168	4.8%	3,532	209	5.9%	2,924	189	6.5%	2,361	212	9.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
60歳代	4,614	154	3.3%	4,126	147	3.6%	3,573	144	4.0%	3,551	182	5.1%	3,557	201	5.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
市民所得 単位:百万円													市民所得 百万円													P11 (変更)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 雇用者報酬</td><td>62,541</td><td>62,678</td><td>59,916</td><td>61,239</td><td>58,776</td></tr> <tr><td>2 財産所得(非企業部門)</td><td>5,357</td><td>5,583</td><td>5,321</td><td>5,547</td><td>5,282</td></tr> <tr><td>(1) 一般政府</td><td>△ 48</td><td>△ 44</td><td>2</td><td>58</td><td>33</td></tr> <tr><td>(2) 家計</td><td>5,334</td><td>5,546</td><td>5,235</td><td>5,410</td><td>5,166</td></tr> <tr><td>(3) 対家計民間非営利団体</td><td>71</td><td>81</td><td>85</td><td>79</td><td>82</td></tr> <tr><td>3 企業所得(法人企業の分配所得受払後)</td><td>14,012</td><td>14,845</td><td>14,659</td><td>13,952</td><td>10,967</td></tr> <tr><td>(1) 民間法人事業</td><td>3,688</td><td>4,356</td><td>5,008</td><td>5,081</td><td>2,618</td></tr> <tr><td>(2) 公的企業</td><td>713</td><td>778</td><td>875</td><td>919</td><td>523</td></tr> <tr><td>(3) 個人企業</td><td>9,612</td><td>9,711</td><td>8,775</td><td>7,952</td><td>7,825</td></tr> <tr><td>a 農林水産業</td><td>2,740</td><td>2,893</td><td>2,343</td><td>2,033</td><td>1,795</td></tr> <tr><td>b その他の産業(非農林水・非金融)</td><td>3,034</td><td>3,105</td><td>2,834</td><td>2,432</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>c 持ち家</td><td>3,838</td><td>3,713</td><td>3,599</td><td>3,487</td><td>3,413</td></tr> <tr><td>4 市町民所得(1+2+3)</td><td>81,911</td><td>83,105</td><td>79,896</td><td>80,738</td><td>75,025</td></tr> </tbody> </table> (参考) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(単位:人)</th> <th></th> <th>(単位:千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総人口</td><td>38,316</td><td>37,579</td><td>36,728</td></tr> <tr><td>1人当たり市民所得</td><td>2,138</td><td>2,211</td><td>2,175</td></tr> </tbody> </table>														2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	1 雇用者報酬	62,541	62,678	59,916	61,239	58,776	2 財産所得(非企業部門)		5,357	5,583	5,321	5,547	5,282	(1) 一般政府	△ 48	△ 44	2	58	33	(2) 家計	5,334	5,546	5,235	5,410	5,166	(3) 対家計民間非営利団体	71	81	85	79	82	3 企業所得(法人企業の分配所得受払後)	14,012	14,845	14,659	13,952	10,967	(1) 民間法人事業	3,688	4,356	5,008	5,081	2,618	(2) 公的企業	713	778	875	919	523	(3) 個人企業	9,612	9,711	8,775	7,952	7,825	a 農林水産業	2,740	2,893	2,343	2,033	1,795	b その他の産業(非農林水・非金融)	3,034	3,105	2,834	2,432	2,617	c 持ち家	3,838	3,713	3,599	3,487	3,413	4 市町民所得(1+2+3)	81,911	83,105	79,896	80,738	75,025		(単位:人)		(単位:千円)	総人口	38,316	37,579	36,728	1人当たり市民所得	2,138	2,211	2,175	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2011年度</th> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> <th>2014年度</th> <th>2015年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 雇用者報酬</td><td>60,933</td><td>60,424</td><td>59,943</td><td>60,953</td><td>61,210</td></tr> <tr><td>2 財産所得(非企業部門)</td><td>6,425</td><td>6,096</td><td>6,295</td><td>7,091</td><td>6,963</td></tr> <tr><td>(1) 一般政府</td><td>464</td><td>436</td><td>787</td><td>890</td><td>1,141</td></tr> <tr><td>(2) 家計</td><td>5,888</td><td>5,593</td><td>5,442</td><td>6,136</td><td>5,753</td></tr> <tr><td>(3) 対家計民間非営利団体</td><td>73</td><td>67</td><td>66</td><td>64</td><td>69</td></tr> <tr><td>3 企業所得(法人企業の分配所得受払後)</td><td>15,053</td><td>13,041</td><td>13,523</td><td>13,399</td><td>14,538</td></tr> <tr><td>(1) 民間法人事業</td><td>4,971</td><td>2,975</td><td>3,346</td><td>3,688</td><td>4,415</td></tr> <tr><td>(2) 公的企業</td><td>1,135</td><td>1,205</td><td>1,129</td><td>1,124</td><td>1,111</td></tr> <tr><td>(3) 個人企業</td><td>8,947</td><td>8,861</td><td>9,048</td><td>8,587</td><td>9,012</td></tr> <tr><td>a 農林水産業</td><td>1,193</td><td>1,137</td><td>996</td><td>781</td><td>1,197</td></tr> <tr><td>b その他の産業(非農林水・非金融)</td><td>2,731</td><td>2,607</td><td>2,886</td><td>2,770</td><td>2,759</td></tr> <tr><td>c 持ち家</td><td>5,023</td><td>5,118</td><td>5,167</td><td>5,036</td><td>5,056</td></tr> <tr><td>4 市町民所得(1+2+3)</td><td>82,411</td><td>79,560</td><td>79,762</td><td>81,442</td><td>82,712</td></tr> </tbody> </table> (参考) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(単位:人)</th> <th></th> <th>(単位:千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総人口</td><td>41,462</td><td>40,957</td><td>40,441</td></tr> <tr><td>1人当たり市町民所得</td><td>1,988</td><td>1,943</td><td>1,972</td></tr> </tbody> </table>														2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	1 雇用者報酬	60,933	60,424	59,943	60,953	61,210	2 財産所得(非企業部門)	6,425	6,096	6,295	7,091	6,963	(1) 一般政府	464	436	787	890	1,141	(2) 家計	5,888	5,593	5,442	6,136	5,753	(3) 対家計民間非営利団体	73	67	66	64	69	3 企業所得(法人企業の分配所得受払後)	15,053	13,041	13,523	13,399	14,538	(1) 民間法人事業	4,971	2,975	3,346	3,688	4,415	(2) 公的企業	1,135	1,205	1,129	1,124	1,111	(3) 個人企業	8,947	8,861	9,048	8,587	9,012	a 農林水産業	1,193	1,137	996	781	1,197	b その他の産業(非農林水・非金融)	2,731	2,607	2,886	2,770	2,759	c 持ち家	5,023	5,118	5,167	5,036	5,056	4 市町民所得(1+2+3)	82,411	79,560	79,762	81,442	82,712		(単位:人)		(単位:千円)	総人口	41,462	40,957	40,441	1人当たり市町民所得	1,988	1,943	1,972																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1 雇用者報酬	62,541	62,678	59,916	61,239	58,776																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2 財産所得(非企業部門)	5,357	5,583	5,321	5,547	5,282																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) 一般政府	△ 48	△ 44	2	58	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(2) 家計	5,334	5,546	5,235	5,410	5,166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(3) 対家計民間非営利団体	71	81	85	79	82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3 企業所得(法人企業の分配所得受払後)	14,012	14,845	14,659	13,952	10,967																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) 民間法人事業	3,688	4,356	5,008	5,081	2,618																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(2) 公的企業	713	778	875	919	523																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(3) 個人企業	9,612	9,711	8,775	7,952	7,825																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
a 農林水産業	2,740	2,893	2,343	2,033	1,795																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
b その他の産業(非農林水・非金融)	3,034	3,105	2,834	2,432	2,617																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
c 持ち家	3,838	3,713	3,599	3,487	3,413																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4 市町民所得(1+2+3)	81,911	83,105	79,896	80,738	75,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	(単位:人)		(単位:千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
総人口	38,316	37,579	36,728																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1人当たり市民所得	2,138	2,211	2,175																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1 雇用者報酬	60,933	60,424	59,943	60,953	61,210																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2 財産所得(非企業部門)	6,425	6,096	6,295	7,091	6,963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) 一般政府	464	436	787	890	1,141																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(2) 家計	5,888	5,593	5,442	6,136	5,753																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(3) 対家計民間非営利団体	73	67	66	64	69																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3 企業所得(法人企業の分配所得受払後)	15,053	13,041	13,523	13,399	14,538																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) 民間法人事業	4,971	2,975	3,346	3,688	4,415																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(2) 公的企業	1,135	1,205	1,129	1,124	1,111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(3) 個人企業	8,947	8,861	9,048	8,587	9,012																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
a 農林水産業	1,193	1,137	996	781	1,197																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
b その他の産業(非農林水・非金融)	2,731	2,607	2,886	2,770	2,759																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
c 持ち家	5,023	5,118	5,167	5,036	5,056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4 市町民所得(1+2+3)	82,411	79,560	79,762	81,442	82,712																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	(単位:人)		(単位:千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
総人口	41,462	40,957	40,441																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1人当たり市町民所得	1,988	1,943	1,972																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																				
<p>合計特殊出生率と人口推移（男女別）</p>  <table border="1" data-bbox="125 831 969 948"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1985年</th> <th>1990年</th> <th>1995年</th> <th>2000年</th> <th>2005年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>26,613</td> <td>25,860</td> <td>24,341</td> <td>22,874</td> <td>22,065</td> <td>20,858</td> <td>19,578</td> <td>18,167</td> <td>16,635</td> <td>15,891</td> <td>14,384</td> <td>13,021</td> <td>11,780</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>29,562</td> <td>28,944</td> <td>27,552</td> <td>26,148</td> <td>25,152</td> <td>24,090</td> <td>22,502</td> <td>20,752</td> <td>18,753</td> <td>17,395</td> <td>15,539</td> <td>13,941</td> <td>12,556</td> </tr> </tbody> </table>		1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	男	26,613	25,860	24,341	22,874	22,065	20,858	19,578	18,167	16,635	15,891	14,384	13,021	11,780	女	29,562	28,944	27,552	26,148	25,152	24,090	22,502	20,752	18,753	17,395	15,539	13,941	12,556	<p>合計特殊出生率と人口推移（男女別）</p>  <table border="1" data-bbox="1001 831 1845 948"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1985年</th> <th>1990年</th> <th>1995年</th> <th>2000年</th> <th>2005年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>26,613</td> <td>25,860</td> <td>24,341</td> <td>22,874</td> <td>22,065</td> <td>20,858</td> <td>19,578</td> <td>18,167</td> <td>17,648</td> <td>16,061</td> <td>14,572</td> <td>13,204</td> <td>11,957</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>29,562</td> <td>28,944</td> <td>27,552</td> <td>26,148</td> <td>25,152</td> <td>24,090</td> <td>22,502</td> <td>20,752</td> <td>19,600</td> <td>17,599</td> <td>15,773</td> <td>14,161</td> <td>12,769</td> </tr> </tbody> </table>		1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	男	26,613	25,860	24,341	22,874	22,065	20,858	19,578	18,167	17,648	16,061	14,572	13,204	11,957	女	29,562	28,944	27,552	26,148	25,152	24,090	22,502	20,752	19,600	17,599	15,773	14,161	12,769	<p>P11 (変更)</p>
	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年																																																																									
男	26,613	25,860	24,341	22,874	22,065	20,858	19,578	18,167	16,635	15,891	14,384	13,021	11,780																																																																									
女	29,562	28,944	27,552	26,148	25,152	24,090	22,502	20,752	18,753	17,395	15,539	13,941	12,556																																																																									
	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年																																																																									
男	26,613	25,860	24,341	22,874	22,065	20,858	19,578	18,167	17,648	16,061	14,572	13,204	11,957																																																																									
女	29,562	28,944	27,552	26,148	25,152	24,090	22,502	20,752	19,600	17,599	15,773	14,161	12,769																																																																									
<p>イ 社会移動（転入・転出）</p> <p>転出は、人口減少に大きな影響を及ぼす。10代後半の若者の多くは、大学等の進学時に転出し、加えて20代の転出者も多くなっている。2018年の市の全転出者は1,099人となっており、5歳階級別転出率をみると15～19歳で11.7%、20～24歳で23.2%、25～29歳で14.7%となっている。一方、全転入者をみると791人となっており、2018年は28%の転出超過であった。 <u>2022年は転出者935人（20歳未満と20歳台で全体の約6割）、転入者916人と転出超過の状況が一時的に縮小されたが、依然、子</u></p>	<p>イ 社会移動（転入・転出）</p> <p>転出は、人口減少に大きな影響を及ぼす。10代後半の若者の多くは、大学等の進学時に転出し、加えて20代の転出者も多くなっている。2018年の市の全転出者は1,099人となっており、5歳階級別転出率をみると15～19歳で11.7%、20～24歳で23.2%、25～29歳で14.7%となっている。一方、全転入者をみると791人となっており、2018年は28%の転出超過となっており、子どもを産み育てる年齢層の多くが市外に流出したままとな</p>	<p>P12 (変更)</p>																																																																																				

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																								
<p>どもを産み育てる年齢層の多くが市外に流出したままとなっていると考えられることから、出生数が減少する構造に陥り、超高齢化が加速度的に進んでいる。</p> <p>また、転出者の多くが、愛媛県最大の都市松山市となっており、高速道路の開通に伴い1時間圏内になったことにより、ストロー現象が発生している可能性もある。</p>	<p>っていると考えられることから、出生数が減少する構造に陥り、超高齢化が加速度的に進んでいる。</p> <p>また、転出者の多くが、愛媛県最大の都市松山市となっており、高速道路の開通に伴い1時間圏内になったことにより、ストロー現象が発生している可能性もある。</p>																																																																																									
<p>西予市への転入数・転出数の状況</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<div style="text-align: center;">  </div>	<p>P12 (削除・追加)</p>																																																																																								
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>2022年転入超過数内訳</caption> <tr><td>1位</td><td>東温市</td><td>40人</td><td>45.5%</td></tr> <tr><td>2位</td><td>宇和島市</td><td>31人</td><td>35.2%</td></tr> <tr><td>3位</td><td>八幡浜市</td><td>16人</td><td>18.2%</td></tr> <tr><td>4位</td><td>新居浜市</td><td>1人</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>88人</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>2022年転出超過数内訳</caption> <tr><td>1位</td><td>松山市</td><td>45人</td><td>42.1%</td></tr> <tr><td>2位</td><td>大洲市</td><td>27人</td><td>25.2%</td></tr> <tr><td>3位</td><td>西条市</td><td>7人</td><td>6.5%</td></tr> <tr><td>4位</td><td>内子町</td><td>2人</td><td>1.9%</td></tr> <tr><td>4位</td><td>四国中央市</td><td>2人</td><td>1.9%</td></tr> <tr><td>6位</td><td>今治市</td><td>1人</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>7位</td><td>その他</td><td>23人</td><td>21.5%</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>107人</td><td></td></tr> </table> </div>	1位	東温市	40人	45.5%	2位	宇和島市	31人	35.2%	3位	八幡浜市	16人	18.2%	4位	新居浜市	1人	1.1%	合計		88人		1位	松山市	45人	42.1%	2位	大洲市	27人	25.2%	3位	西条市	7人	6.5%	4位	内子町	2人	1.9%	4位	四国中央市	2人	1.9%	6位	今治市	1人	0.9%	7位	その他	23人	21.5%	合計		107人		<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>1位</td><td>八幡浜市</td><td>40人</td><td>25.00%</td></tr> <tr><td>2位</td><td>宇和島市</td><td>34人</td><td>21.25%</td></tr> <tr><td>3位</td><td>松野町</td><td>18人</td><td>11.25%</td></tr> <tr><td>4位</td><td>鬼北町</td><td>15人</td><td>9.38%</td></tr> <tr><td>5位</td><td>愛南町</td><td>11人</td><td>6.88%</td></tr> <tr><td>6位</td><td>香川県三豊市</td><td>10人</td><td>6.25%</td></tr> <tr><td>7位</td><td>新居浜市</td><td>3人</td><td>1.88%</td></tr> <tr><td>8位</td><td>その他</td><td>29人</td><td>18.13%</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>160人</td><td></td></tr> </table>	1位	八幡浜市	40人	25.00%	2位	宇和島市	34人	21.25%	3位	松野町	18人	11.25%	4位	鬼北町	15人	9.38%	5位	愛南町	11人	6.88%	6位	香川県三豊市	10人	6.25%	7位	新居浜市	3人	1.88%	8位	その他	29人	18.13%	合計		160人		<p>P12 (変更)</p>
1位	東温市	40人	45.5%																																																																																							
2位	宇和島市	31人	35.2%																																																																																							
3位	八幡浜市	16人	18.2%																																																																																							
4位	新居浜市	1人	1.1%																																																																																							
合計		88人																																																																																								
1位	松山市	45人	42.1%																																																																																							
2位	大洲市	27人	25.2%																																																																																							
3位	西条市	7人	6.5%																																																																																							
4位	内子町	2人	1.9%																																																																																							
4位	四国中央市	2人	1.9%																																																																																							
6位	今治市	1人	0.9%																																																																																							
7位	その他	23人	21.5%																																																																																							
合計		107人																																																																																								
1位	八幡浜市	40人	25.00%																																																																																							
2位	宇和島市	34人	21.25%																																																																																							
3位	松野町	18人	11.25%																																																																																							
4位	鬼北町	15人	9.38%																																																																																							
5位	愛南町	11人	6.88%																																																																																							
6位	香川県三豊市	10人	6.25%																																																																																							
7位	新居浜市	3人	1.88%																																																																																							
8位	その他	29人	18.13%																																																																																							
合計		160人																																																																																								

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																				
	<p>※転入超過とは、例えば、西予市から八幡浜市へ転出した人と八幡浜市から西予市へ転入した人を差し引いて、40人西予市に転入した人が多い状態をいう。</p> <div style="text-align: center;"> <p>転出超過数内訳（2018年）</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>市名</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1位</td><td>松山市</td><td>155人</td><td>33.41%</td></tr> <tr><td>2位</td><td>伊予市</td><td>21人</td><td>4.53%</td></tr> <tr><td>3位</td><td>今治市</td><td>20人</td><td>4.31%</td></tr> <tr><td>4位</td><td>西条市</td><td>19人</td><td>4.09%</td></tr> <tr><td>5位</td><td>松前町</td><td>18人</td><td>3.88%</td></tr> <tr><td>6位</td><td>四国中央市</td><td>15人</td><td>3.23%</td></tr> <tr><td>7位</td><td>香川県高松市</td><td>15人</td><td>3.23%</td></tr> <tr><td>8位</td><td>大洲市</td><td>14人</td><td>3.02%</td></tr> <tr><td>9位</td><td>内子町</td><td>11人</td><td>2.37%</td></tr> <tr><td>9位</td><td>香川県観音寺市</td><td>11人</td><td>2.37%</td></tr> <tr><td>10位</td><td>その他</td><td>165人</td><td>35.56%</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>468人</td><td></td></tr> </tbody> </table> </div> <p>※転出超過とは、例えば、西予市から松山市へ転出した人と松山市から西予市へ転入した人を差し引いて、105人西予市から松山市に転出した人が多い状態をいう。</p>	順位	市名	人数	割合	1位	松山市	155人	33.41%	2位	伊予市	21人	4.53%	3位	今治市	20人	4.31%	4位	西条市	19人	4.09%	5位	松前町	18人	3.88%	6位	四国中央市	15人	3.23%	7位	香川県高松市	15人	3.23%	8位	大洲市	14人	3.02%	9位	内子町	11人	2.37%	9位	香川県観音寺市	11人	2.37%	10位	その他	165人	35.56%	合計		468人		<p>P12 (削除)</p>
順位	市名	人数	割合																																																			
1位	松山市	155人	33.41%																																																			
2位	伊予市	21人	4.53%																																																			
3位	今治市	20人	4.31%																																																			
4位	西条市	19人	4.09%																																																			
5位	松前町	18人	3.88%																																																			
6位	四国中央市	15人	3.23%																																																			
7位	香川県高松市	15人	3.23%																																																			
8位	大洲市	14人	3.02%																																																			
9位	内子町	11人	2.37%																																																			
9位	香川県観音寺市	11人	2.37%																																																			
10位	その他	165人	35.56%																																																			
合計		468人																																																				

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																																																																																						
<p>ウ 高齢化</p> <p>高齢化率は令和5年度時点で44.05%と愛媛県の市の中で最も高い数値となっている。将来的にも高齢化率は上昇することが見込まれている。</p> <p>(略)</p> <p>人口推計</p> <div style="text-align: center;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1985年</th> <th>1990年</th> <th>1995年</th> <th>2000年</th> <th>2005年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口</td> <td>11,772</td> <td>10,828</td> <td>8,951</td> <td>7,437</td> <td>6,282</td> <td>5,413</td> <td>4,744</td> <td>4,199</td> <td>3,571</td> <td>3,220</td> <td>2,810</td> <td>2,426</td> <td>2,091</td> <td>1,791</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口</td> <td>35,577</td> <td>34,256</td> <td>31,799</td> <td>28,538</td> <td>26,338</td> <td>24,114</td> <td>21,788</td> <td>18,830</td> <td>16,127</td> <td>14,514</td> <td>12,972</td> <td>11,646</td> <td>10,123</td> <td>8,697</td> </tr> <tr> <td>老年人口</td> <td>8,826</td> <td>9,720</td> <td>11,143</td> <td>13,047</td> <td>14,586</td> <td>15,421</td> <td>15,536</td> <td>15,867</td> <td>15,578</td> <td>14,827</td> <td>13,715</td> <td>12,538</td> <td>11,556</td> <td>10,592</td> </tr> <tr> <td>総人口</td> <td>56,175</td> <td>54,804</td> <td>51,893</td> <td>49,022</td> <td>47,206</td> <td>44,948</td> <td>42,068</td> <td>38,896</td> <td>35,276</td> <td>32,561</td> <td>29,497</td> <td>26,610</td> <td>23,770</td> <td>21,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 産業・雇用創出</p> <p>(略)</p> <p>市内総生産</p>		1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	年少人口	11,772	10,828	8,951	7,437	6,282	5,413	4,744	4,199	3,571	3,220	2,810	2,426	2,091	1,791	生産年齢人口	35,577	34,256	31,799	28,538	26,338	24,114	21,788	18,830	16,127	14,514	12,972	11,646	10,123	8,697	老年人口	8,826	9,720	11,143	13,047	14,586	15,421	15,536	15,867	15,578	14,827	13,715	12,538	11,556	10,592	総人口	56,175	54,804	51,893	49,022	47,206	44,948	42,068	38,896	35,276	32,561	29,497	26,610	23,770	21,080	<p>ウ 高齢化</p> <p>高齢化率は令和元年度時点で42.5%と愛媛県の市の中で最も高い数値となっている。将来的にも高齢化率は上昇することが見込まれている。</p> <p>(略)</p> <p>人口推計</p> <div style="text-align: center;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1985年</th> <th>1990年</th> <th>1995年</th> <th>2000年</th> <th>2005年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口</td> <td>11,772</td> <td>10,828</td> <td>8,951</td> <td>7,437</td> <td>6,282</td> <td>5,413</td> <td>4,744</td> <td>4,199</td> <td>3,714</td> <td>3,220</td> <td>2,810</td> <td>2,426</td> <td>2,091</td> <td>1,791</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口</td> <td>35,577</td> <td>34,256</td> <td>31,799</td> <td>28,538</td> <td>26,338</td> <td>24,114</td> <td>21,788</td> <td>18,830</td> <td>16,381</td> <td>14,514</td> <td>12,972</td> <td>11,646</td> <td>10,123</td> <td>8,697</td> </tr> <tr> <td>老年人口</td> <td>8,826</td> <td>9,720</td> <td>11,143</td> <td>13,047</td> <td>14,586</td> <td>15,421</td> <td>15,536</td> <td>15,867</td> <td>15,659</td> <td>14,827</td> <td>13,715</td> <td>12,538</td> <td>11,556</td> <td>10,592</td> </tr> <tr> <td>総人口</td> <td>56,175</td> <td>54,804</td> <td>51,893</td> <td>49,022</td> <td>47,206</td> <td>44,948</td> <td>42,068</td> <td>38,896</td> <td>35,754</td> <td>32,561</td> <td>29,497</td> <td>26,610</td> <td>23,770</td> <td>21,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 産業・雇用創出</p> <p>(略)</p> <p>市内総生産</p>		1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	年少人口	11,772	10,828	8,951	7,437	6,282	5,413	4,744	4,199	3,714	3,220	2,810	2,426	2,091	1,791	生産年齢人口	35,577	34,256	31,799	28,538	26,338	24,114	21,788	18,830	16,381	14,514	12,972	11,646	10,123	8,697	老年人口	8,826	9,720	11,143	13,047	14,586	15,421	15,536	15,867	15,659	14,827	13,715	12,538	11,556	10,592	総人口	56,175	54,804	51,893	49,022	47,206	44,948	42,068	38,896	35,754	32,561	29,497	26,610	23,770	21,080	<p>P13 (変更)</p> <p>P13 (変更)</p> <p>P14 (変更)</p>
	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年																																																																																																																																										
年少人口	11,772	10,828	8,951	7,437	6,282	5,413	4,744	4,199	3,571	3,220	2,810	2,426	2,091	1,791																																																																																																																																										
生産年齢人口	35,577	34,256	31,799	28,538	26,338	24,114	21,788	18,830	16,127	14,514	12,972	11,646	10,123	8,697																																																																																																																																										
老年人口	8,826	9,720	11,143	13,047	14,586	15,421	15,536	15,867	15,578	14,827	13,715	12,538	11,556	10,592																																																																																																																																										
総人口	56,175	54,804	51,893	49,022	47,206	44,948	42,068	38,896	35,276	32,561	29,497	26,610	23,770	21,080																																																																																																																																										
	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年																																																																																																																																										
年少人口	11,772	10,828	8,951	7,437	6,282	5,413	4,744	4,199	3,714	3,220	2,810	2,426	2,091	1,791																																																																																																																																										
生産年齢人口	35,577	34,256	31,799	28,538	26,338	24,114	21,788	18,830	16,381	14,514	12,972	11,646	10,123	8,697																																																																																																																																										
老年人口	8,826	9,720	11,143	13,047	14,586	15,421	15,536	15,867	15,659	14,827	13,715	12,538	11,556	10,592																																																																																																																																										
総人口	56,175	54,804	51,893	49,022	47,206	44,948	42,068	38,896	35,754	32,561	29,497	26,610	23,770	21,080																																																																																																																																										

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<div style="text-align: center;"> <h3>市内総生産</h3> <p>単位(百万円)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 農業水産業</td><td>7,539</td><td>7,428</td><td>7,382</td><td>6,836</td><td>6,017</td></tr> <tr><td>(1) 農業</td><td>6,263</td><td>5,952</td><td>5,656</td><td>5,448</td><td>5,189</td></tr> <tr><td>(2) 林業</td><td>680</td><td>722</td><td>691</td><td>721</td><td>679</td></tr> <tr><td>(3) 水産業</td><td>596</td><td>754</td><td>1,035</td><td>666</td><td>150</td></tr> <tr><td>2 鉱業</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>3 製造業</td><td>8,040</td><td>8,335</td><td>11,170</td><td>10,127</td><td>8,786</td></tr> <tr><td>4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業</td><td>3,167</td><td>3,119</td><td>3,222</td><td>3,324</td><td>3,089</td></tr> <tr><td>5 建設業</td><td>7,814</td><td>7,776</td><td>9,232</td><td>13,731</td><td>9,617</td></tr> <tr><td>6 卸売・小売業</td><td>10,434</td><td>10,725</td><td>10,571</td><td>10,381</td><td>9,741</td></tr> <tr><td>7 運輸・郵便業</td><td>7,697</td><td>8,005</td><td>8,142</td><td>8,225</td><td>7,379</td></tr> <tr><td>8 宿泊・飲食サービス</td><td>1,790</td><td>1,856</td><td>1,866</td><td>1,707</td><td>1,007</td></tr> <tr><td>9 情報通信業</td><td>2,529</td><td>2,478</td><td>2,459</td><td>2,300</td><td>2,479</td></tr> <tr><td>10 金融・保険業</td><td>2,784</td><td>2,719</td><td>2,791</td><td>2,952</td><td>2,759</td></tr> <tr><td>11 不動産業</td><td>14,119</td><td>13,786</td><td>13,360</td><td>13,009</td><td>12,682</td></tr> <tr><td>12 専門・科学技術・業務支援サービス業</td><td>2,809</td><td>2,872</td><td>2,919</td><td>2,882</td><td>2,937</td></tr> <tr><td>13 公務</td><td>7,233</td><td>7,500</td><td>7,980</td><td>7,908</td><td>8,457</td></tr> <tr><td>14 教育</td><td>8,039</td><td>7,915</td><td>7,181</td><td>7,014</td><td>6,983</td></tr> <tr><td>15 保健衛生・社会事業</td><td>13,852</td><td>13,733</td><td>14,456</td><td>14,862</td><td>14,650</td></tr> <tr><td>16 その他サービス</td><td>5,147</td><td>5,326</td><td>5,073</td><td>5,188</td><td>5,038</td></tr> <tr><td>17 小計(1~16)</td><td>102,992</td><td>103,572</td><td>107,802</td><td>110,445</td><td>101,622</td></tr> <tr><td>18 輸入品に課せられる税・関税</td><td>1,552</td><td>1,708</td><td>1,905</td><td>1,925</td><td>1,807</td></tr> <tr><td>19 (控除)総資本形成に係る消費税</td><td>1,232</td><td>1,285</td><td>1,580</td><td>1,613</td><td>1,436</td></tr> <tr><td>20 市内総生産(17+18-19)</td><td>103,311</td><td>103,995</td><td>108,128</td><td>110,757</td><td>101,993</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">単位:百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>(参考)</th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1次産業</td><td>7,539</td><td>7,428</td><td>7,382</td><td>6,836</td><td>6,017</td></tr> <tr><td>第2次産業</td><td>15,854</td><td>16,111</td><td>20,402</td><td>23,858</td><td>18,404</td></tr> <tr><td>第3次産業</td><td>79,599</td><td>80,033</td><td>80,019</td><td>79,751</td><td>77,202</td></tr> </tbody> </table>		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	1 農業水産業	7,539	7,428	7,382	6,836	6,017	(1) 農業	6,263	5,952	5,656	5,448	5,189	(2) 林業	680	722	691	721	679	(3) 水産業	596	754	1,035	666	150	2 鉱業	—	—	—	—	—	3 製造業	8,040	8,335	11,170	10,127	8,786	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	3,167	3,119	3,222	3,324	3,089	5 建設業	7,814	7,776	9,232	13,731	9,617	6 卸売・小売業	10,434	10,725	10,571	10,381	9,741	7 運輸・郵便業	7,697	8,005	8,142	8,225	7,379	8 宿泊・飲食サービス	1,790	1,856	1,866	1,707	1,007	9 情報通信業	2,529	2,478	2,459	2,300	2,479	10 金融・保険業	2,784	2,719	2,791	2,952	2,759	11 不動産業	14,119	13,786	13,360	13,009	12,682	12 専門・科学技術・業務支援サービス業	2,809	2,872	2,919	2,882	2,937	13 公務	7,233	7,500	7,980	7,908	8,457	14 教育	8,039	7,915	7,181	7,014	6,983	15 保健衛生・社会事業	13,852	13,733	14,456	14,862	14,650	16 その他サービス	5,147	5,326	5,073	5,188	5,038	17 小計(1~16)	102,992	103,572	107,802	110,445	101,622	18 輸入品に課せられる税・関税	1,552	1,708	1,905	1,925	1,807	19 (控除)総資本形成に係る消費税	1,232	1,285	1,580	1,613	1,436	20 市内総生産(17+18-19)	103,311	103,995	108,128	110,757	101,993	(参考)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	第1次産業	7,539	7,428	7,382	6,836	6,017	第2次産業	15,854	16,111	20,402	23,858	18,404	第3次産業	79,599	80,033	80,019	79,751	77,202	<div style="text-align: center;"> <h3>市内総生産</h3> <p>単位(百万円)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2011年度</th> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> <th>2014年度</th> <th>2015年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 農業水産業</td><td>7,330</td><td>7,156</td><td>6,995</td><td>6,471</td><td>7,344</td></tr> <tr><td>(1) 農業</td><td>5,384</td><td>5,367</td><td>5,509</td><td>5,030</td><td>5,341</td></tr> <tr><td>(2) 林業</td><td>491</td><td>299</td><td>353</td><td>425</td><td>547</td></tr> <tr><td>(3) 水産業</td><td>1,455</td><td>1,490</td><td>1,133</td><td>1,017</td><td>1,456</td></tr> <tr><td>2 鉱業</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>3 製造業</td><td>8,672</td><td>8,833</td><td>7,791</td><td>9,614</td><td>13,668</td></tr> <tr><td>4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業</td><td>2,314</td><td>1,991</td><td>2,174</td><td>2,388</td><td>2,597</td></tr> <tr><td>5 建設業</td><td>9,763</td><td>7,721</td><td>8,417</td><td>8,121</td><td>7,563</td></tr> <tr><td>6 卸売・小売業</td><td>9,208</td><td>9,141</td><td>9,274</td><td>9,205</td><td>9,280</td></tr> <tr><td>7 運輸・郵便業</td><td>7,076</td><td>7,439</td><td>8,546</td><td>7,925</td><td>8,615</td></tr> <tr><td>8 宿泊・飲食サービス</td><td>1,596</td><td>1,482</td><td>1,541</td><td>1,584</td><td>1,720</td></tr> <tr><td>9 情報通信業</td><td>2,904</td><td>2,859</td><td>2,858</td><td>2,854</td><td>2,757</td></tr> <tr><td>10 金融・保険業</td><td>3,679</td><td>3,518</td><td>3,313</td><td>3,102</td><td>3,032</td></tr> <tr><td>11 不動産業</td><td>14,655</td><td>14,610</td><td>14,672</td><td>14,733</td><td>14,871</td></tr> <tr><td>12 専門・科学技術・業務支援サービス業</td><td>2,166</td><td>2,186</td><td>2,223</td><td>2,216</td><td>2,265</td></tr> <tr><td>13 公務</td><td>6,269</td><td>6,080</td><td>5,990</td><td>6,314</td><td>6,312</td></tr> <tr><td>14 教育</td><td>9,451</td><td>9,175</td><td>8,758</td><td>8,735</td><td>8,384</td></tr> <tr><td>15 保健衛生・社会事業</td><td>11,588</td><td>11,938</td><td>11,968</td><td>11,932</td><td>12,067</td></tr> <tr><td>16 その他サービス</td><td>6,400</td><td>6,103</td><td>6,011</td><td>6,153</td><td>6,396</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17 小計(1~16)</td><td>103,070</td><td>100,232</td><td>100,533</td><td>101,346</td><td>106,872</td></tr> <tr><td>18 輸入品に課せられる税・関税</td><td>1,170</td><td>1,161</td><td>1,282</td><td>1,729</td><td>1,780</td></tr> <tr><td>19 (控除)総資本形成に係る消費税</td><td>845</td><td>735</td><td>787</td><td>922</td><td>1,163</td></tr> <tr><td>20 市内総生産(17+18+19)</td><td>103,395</td><td>100,658</td><td>101,028</td><td>102,153</td><td>107,489</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">単位:百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>(参考)</th> <th>2011年度</th> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> <th>2014年度</th> <th>2015年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1次産業</td><td>7,330</td><td>7,156</td><td>6,995</td><td>6,471</td><td>7,344</td></tr> <tr><td>第2次産業</td><td>18,435</td><td>16,554</td><td>16,208</td><td>17,734</td><td>21,231</td></tr> <tr><td>第3次産業</td><td>77,306</td><td>76,521</td><td>77,329</td><td>77,141</td><td>78,297</td></tr> </tbody> </table>		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	1 農業水産業	7,330	7,156	6,995	6,471	7,344	(1) 農業	5,384	5,367	5,509	5,030	5,341	(2) 林業	491	299	353	425	547	(3) 水産業	1,455	1,490	1,133	1,017	1,456	2 鉱業	—	—	—	—	—	3 製造業	8,672	8,833	7,791	9,614	13,668	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	2,314	1,991	2,174	2,388	2,597	5 建設業	9,763	7,721	8,417	8,121	7,563	6 卸売・小売業	9,208	9,141	9,274	9,205	9,280	7 運輸・郵便業	7,076	7,439	8,546	7,925	8,615	8 宿泊・飲食サービス	1,596	1,482	1,541	1,584	1,720	9 情報通信業	2,904	2,859	2,858	2,854	2,757	10 金融・保険業	3,679	3,518	3,313	3,102	3,032	11 不動産業	14,655	14,610	14,672	14,733	14,871	12 専門・科学技術・業務支援サービス業	2,166	2,186	2,223	2,216	2,265	13 公務	6,269	6,080	5,990	6,314	6,312	14 教育	9,451	9,175	8,758	8,735	8,384	15 保健衛生・社会事業	11,588	11,938	11,968	11,932	12,067	16 その他サービス	6,400	6,103	6,011	6,153	6,396	2						17 小計(1~16)	103,070	100,232	100,533	101,346	106,872	18 輸入品に課せられる税・関税	1,170	1,161	1,282	1,729	1,780	19 (控除)総資本形成に係る消費税	845	735	787	922	1,163	20 市内総生産(17+18+19)	103,395	100,658	101,028	102,153	107,489	(参考)	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	第1次産業	7,330	7,156	6,995	6,471	7,344	第2次産業	18,435	16,554	16,208	17,734	21,231	第3次産業	77,306	76,521	77,329	77,141	78,297	<p>P15 (変更)</p>
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1 農業水産業	7,539	7,428	7,382	6,836	6,017																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(1) 農業	6,263	5,952	5,656	5,448	5,189																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(2) 林業	680	722	691	721	679																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(3) 水産業	596	754	1,035	666	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 鉱業	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 製造業	8,040	8,335	11,170	10,127	8,786																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	3,167	3,119	3,222	3,324	3,089																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5 建設業	7,814	7,776	9,232	13,731	9,617																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6 卸売・小売業	10,434	10,725	10,571	10,381	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7 運輸・郵便業	7,697	8,005	8,142	8,225	7,379																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8 宿泊・飲食サービス	1,790	1,856	1,866	1,707	1,007																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9 情報通信業	2,529	2,478	2,459	2,300	2,479																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10 金融・保険業	2,784	2,719	2,791	2,952	2,759																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11 不動産業	14,119	13,786	13,360	13,009	12,682																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12 専門・科学技術・業務支援サービス業	2,809	2,872	2,919	2,882	2,937																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13 公務	7,233	7,500	7,980	7,908	8,457																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14 教育	8,039	7,915	7,181	7,014	6,983																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
15 保健衛生・社会事業	13,852	13,733	14,456	14,862	14,650																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
16 その他サービス	5,147	5,326	5,073	5,188	5,038																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
17 小計(1~16)	102,992	103,572	107,802	110,445	101,622																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
18 輸入品に課せられる税・関税	1,552	1,708	1,905	1,925	1,807																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
19 (控除)総資本形成に係る消費税	1,232	1,285	1,580	1,613	1,436																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
20 市内総生産(17+18-19)	103,311	103,995	108,128	110,757	101,993																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(参考)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第1次産業	7,539	7,428	7,382	6,836	6,017																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第2次産業	15,854	16,111	20,402	23,858	18,404																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第3次産業	79,599	80,033	80,019	79,751	77,202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1 農業水産業	7,330	7,156	6,995	6,471	7,344																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(1) 農業	5,384	5,367	5,509	5,030	5,341																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(2) 林業	491	299	353	425	547																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(3) 水産業	1,455	1,490	1,133	1,017	1,456																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 鉱業	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 製造業	8,672	8,833	7,791	9,614	13,668																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	2,314	1,991	2,174	2,388	2,597																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5 建設業	9,763	7,721	8,417	8,121	7,563																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6 卸売・小売業	9,208	9,141	9,274	9,205	9,280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7 運輸・郵便業	7,076	7,439	8,546	7,925	8,615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8 宿泊・飲食サービス	1,596	1,482	1,541	1,584	1,720																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9 情報通信業	2,904	2,859	2,858	2,854	2,757																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10 金融・保険業	3,679	3,518	3,313	3,102	3,032																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11 不動産業	14,655	14,610	14,672	14,733	14,871																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12 専門・科学技術・業務支援サービス業	2,166	2,186	2,223	2,216	2,265																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13 公務	6,269	6,080	5,990	6,314	6,312																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14 教育	9,451	9,175	8,758	8,735	8,384																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
15 保健衛生・社会事業	11,588	11,938	11,968	11,932	12,067																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
16 その他サービス	6,400	6,103	6,011	6,153	6,396																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
17 小計(1~16)	103,070	100,232	100,533	101,346	106,872																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
18 輸入品に課せられる税・関税	1,170	1,161	1,282	1,729	1,780																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
19 (控除)総資本形成に係る消費税	845	735	787	922	1,163																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
20 市内総生産(17+18+19)	103,395	100,658	101,028	102,153	107,489																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(参考)	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第1次産業	7,330	7,156	6,995	6,471	7,344																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第2次産業	18,435	16,554	16,208	17,734	21,231																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第3次産業	77,306	76,521	77,329	77,141	78,297																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																		
<p style="color: red; margin-left: 5px;">事業所数</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">事業所数（民営）</div>  <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr><th>年次</th><td>2012年</td><td>2014年</td><td>2016年</td><td>2019年</td><td>2021年</td></tr> <tr><th>事業所数</th><td>2,170</td><td>2,131</td><td>2,072</td><td>2,091</td><td>1,896</td></tr> </table>	年次	2012年	2014年	2016年	2019年	2021年	事業所数	2,170	2,131	2,072	2,091	1,896	<p style="margin-left: 5px;">企業数</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">企業数</div>  <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr><th>年次</th><td>2009年</td><td>2012年</td><td>2014年</td><td>2016年</td></tr> <tr><th>企業数</th><td>1,927</td><td>1,777</td><td>1,727</td><td>1,644</td></tr> </table>	年次	2009年	2012年	2014年	2016年	企業数	1,927	1,777	1,727	1,644	<p>P15 (変更)</p>																												
年次	2012年	2014年	2016年	2019年	2021年																																															
事業所数	2,170	2,131	2,072	2,091	1,896																																															
年次	2009年	2012年	2014年	2016年																																																
企業数	1,927	1,777	1,727	1,644																																																
<p style="margin-left: 5px;">製造出荷額等</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">製造出荷額等</div>  <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr><th>年次</th><td>2008年</td><td>2009年</td><td>2010年</td><td>2011年</td><td>2012年</td><td>2013年</td><td>2014年</td><td>2015年</td><td>2016年</td><td>2017年</td><td>2018年</td><td>2019年</td><td>2020年</td></tr> <tr><th>製造出荷額等</th><td>23,404</td><td>20,881</td><td>21,794</td><td>21,572</td><td>21,273</td><td>20,628</td><td>21,848</td><td>28,377</td><td>24,176</td><td>24,410</td><td>28,448</td><td>30,482</td><td>23,478</td></tr> </table>	年次	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	製造出荷額等	23,404	20,881	21,794	21,572	21,273	20,628	21,848	28,377	24,176	24,410	28,448	30,482	23,478	<p style="margin-left: 5px;">製造出荷額等</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">製造出荷額等</div>  <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr><th>年次</th><td>2008年</td><td>2009年</td><td>2010年</td><td>2011年</td><td>2012年</td><td>2013年</td><td>2014年</td><td>2015年</td><td>2016年</td><td>2017年</td></tr> <tr><th>製造出荷額等</th><td>23,404</td><td>20,881</td><td>21,794</td><td>21,572</td><td>21,273</td><td>20,628</td><td>21,848</td><td>28,377</td><td>24,176</td><td>24,410</td></tr> </table>	年次	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	製造出荷額等	23,404	20,881	21,794	21,572	21,273	20,628	21,848	28,377	24,176	24,410	<p>P16 (変更)</p>
年次	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年																																							
製造出荷額等	23,404	20,881	21,794	21,572	21,273	20,628	21,848	28,377	24,176	24,410	28,448	30,482	23,478																																							
年次	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年																																										
製造出荷額等	23,404	20,881	21,794	21,572	21,273	20,628	21,848	28,377	24,176	24,410																																										

## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>4 基本理念</p> <p>1 基本理念</p> <p>本市が <u>12年後の2027年</u> までについて、その市政を維持し発展させていくためには、多数の大きな課題が目の前に立ちはだかっている。それらの大きな課題を解決するため、第2次総合計画の策定に当たって、共通の価値観、発想の着眼点及びよりどころを明瞭にした基本理念を、次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>II 未来の姿(基本構想)</p> <p>第1次総合計画が形骸化したことを反省し、第2次総合計画は、基本理念、西予市綱領八策を踏まえ、本市の <u>12年後(2027年)</u> の姿を、誰もがより具体的に想像できるように、物語調によって構成する。</p> <p>1 基本指標</p> <p>(略)</p> <p>以上を踏まえ、本市の <u>12年後(2027年)</u> の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>2027年</u>、このまちの人口は、様々な対策が徐々に効果を見せ始め、減少傾向が徐々に緩やかになっている。人口は35,000人弱になっている。経済状況も人口減少下にありながら、市内総生産は800億円弱をなんとか維持している。</p> </div>	<p>4 基本理念</p> <p>1 基本理念</p> <p>本市が今後10年の2025年までについて、その市政を維持し発展させていくためには、多数の大きな課題が目の前に立ちはだかっている。それらの大きな課題を解決するため、第2次総合計画の策定に当たって、共通の価値観、発想の着眼点及びよりどころを明瞭にした基本理念を、次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>II 未来の姿(基本構想)</p> <p>第1次総合計画が形骸化したことを反省し、第2次総合計画は、基本理念、西予市綱領八策を踏まえ、本市の10年後(2025年)の姿を、誰もがより具体的に想像できるように、物語調によって構成する。</p> <p>1 基本指標</p> <p>(略)</p> <p>以上を踏まえ、本市の10年後(2025年)の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2025年、このまちの人口は、様々な対策が徐々に効果を見せ始め、減少傾向が徐々に緩やかになっている。人口は35,000人弱になっている。経済状況も人口減少下にありながら、市内総生産は800億円弱をなんとか維持している。</p> </div>	<p>P19 (変更)</p> <p>P23 (変更)</p> <p>P23 (変更)</p>





## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2 社会移動 (略)</p> <p>以上を踏まえ、社会移動分野における本市の<u>12年後 (2027年)</u>の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>2027年</u>、このまちでは、子育てをしながら働きたいと西予市から巣立った青年たちが戻ってきている。また、子育てだけでなく、介護のために戻ってきた子どもたちもいる。それぞれ仕事との両立もできているようだ。一方で、若年層のみならず、市外、県外、国外で身に付けた知識や経験を持って、働き盛りの中老年層も戻ってきている。また、地域の課題解決のため、様々な形で地域に関わっていた人材も、関係を持ち続けている地域への移住を決意する。</p> <p>そうした人たちを温かく迎える地域がある。そういう評判を聞きつけ、その他の地域からも転入があるようだ。</p> </div>	<p>2 社会移動 (略)</p> <p>以上を踏まえ、社会移動分野における本市の10年後 (2025年)の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>2025年、このまちでは、子育てをしながら働きたいと西予市から巣立った青年たちが戻ってきている。また、子育てだけでなく、介護のために戻ってきた子どもたちもいる。それぞれ仕事との両立もできているようだ。一方で、若年層のみならず、市外、県外、国外で身に付けた知識や経験を持って、働き盛りの中老年層も戻ってきている。また、地域の課題解決のため、様々な形で地域に関わっていた人材も、関係を持ち続けている地域への移住を決意する。</p> <p>そうした人たちを温かく迎える地域がある。そういう評判を聞きつけ、その他の地域からも転入があるようだ。</p> </div>	<p>P25 (変更)</p>
<p>3 誰もが活躍できる地域社会 (略)</p> <p>以上を踏まえ、誰もが活躍できる地域社会を構築するため、本市の<u>12年後 (2027年)</u>の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>2027年</u>、このまちでは、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち地域を支えている。誰もが互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮し、活躍できるまちづくりが推進されており、市民組織、企業、団体、行政など多様な主体が連携、協働するとともに、それぞれの持てる力を発揮し、役割と責任を担う住民主体のまちづくりが行われている。</p> </div>	<p>3 誰もが活躍できる地域社会 (略)</p> <p>以上を踏まえ、誰もが活躍できる地域社会を構築するため、本市の10年後 (2025年)の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>2025年、このまちでは、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち地域を支えている。誰もが互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮し、活躍できるまちづくりが推進されており、市民組織、企業、団体、行政など多様な主体が連携、協働するとともに、それぞれの持てる力を発揮し、役割と責任を担う住民主体のまちづくりが行われている。</p> </div>	<p>P25 (変更)</p>
<p>3 まちデザイン</p>	<p>3 まちデザイン</p>	<p>P26</p>



## 第2次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>な取組みと連携し、地域の人などが引き継ぎ今も健在な企業がある。雇用はまだまだ十分でないが、不満は少なくなってきた。 (略)</p>	<p>な取組みと連携し、地域の人などが引き継ぎ今も健在な企業がある。雇用はまだまだ十分でないが、不満は少なくなってきた。 (略)</p>	<p>P28 (変更)</p>
<p>5 医療・保健・福祉 (略) 以上を踏まえ、医療・保健・福祉分野における本市の<u>12年後(2027年)</u>の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>2027年</u>、このまちでは、市内にある病院が一層統合し、サービスが充実してきている。病院、診療所、開業医等も連携して、市内のどこで受診しても、適切な診療がなされている。医師不足の中、周辺自治体と連携し、診療科目の充実にも頑張っている。医療機関等が連携して、へき地医療も維持している。 (略)</p> </div>	<p>5 医療・保健・福祉 (略) 以上を踏まえ、医療・保健・福祉分野における本市の10年後(2025年)の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2025年、このまちでは、市内にある病院が一層統合し、サービスが充実してきている。病院、診療所、開業医等も連携して、市内のどこで受診しても、適切な診療がなされている。医師不足の中、周辺自治体と連携し、診療科目の充実にも頑張っている。医療機関等が連携して、へき地医療も維持している。 (略)</p> </div>	
<p>6 危機管理 (略) 以上を踏まえ、危機管理分野における本市の<u>12年後(2027年)</u>の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>2027年</u>、このまちでは、災害時にはすぐさま家庭へ確実に情報が伝達できるようになっている。消防団、自主防災組織、消防署を中心に産官民が連携した自然災害、火災、救急等の訓練も行われている。万が一のときにも、継続すべき業務、迅速に対応すべき業務を行うことができる体制が整備され、普段から危機意識が高まってきたので安心だ。</p> </div>	<p>6 危機管理 (略) 以上を踏まえ、危機管理分野における本市の10年後(2025年)の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2025年、このまちでは、災害時にはすぐさま家庭へ確実に情報が伝達できるようになっている。消防団、自主防災組織、消防署を中心に産官民が連携した自然災害、火災、救急等の訓練も行われている。万が一のときにも、継続すべき業務、迅速に対応すべき業務を行うことができる体制が整備され、普段から危機意識が高まってきたので安心だ。</p> </div>	<p>P28 (変更)</p>

## 第 2 次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>7 地域コミュニティ (略)</p> <p>以上を踏まえ、地域コミュニティ分野における本市の<u>12年後(2027年)</u>の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>2027年</u>、このまちでは、地域コミュニティ活動が地域を支えている。自治活動、文化継承、世代交流、消防、防災、健康、子育て、教育、見守り、防犯、交通安全、あらゆることを、地域ぐるみで、老若男女分け隔てなく、自発的にやりがいをもって取り組まれ、人と人のつながりが更に強まっている。<u>地域づくり活動センター</u>の地域コミュニティへのかかわり方も変わっている。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>7 地域コミュニティ (略)</p> <p>以上を踏まえ、地域コミュニティ分野における本市の10年後(2025年)の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2025年、このまちでは、地域コミュニティ活動が地域を支えている。自治活動、文化継承、世代交流、消防、防災、健康、子育て、教育、見守り、防犯、交通安全、あらゆることを、地域ぐるみで、老若男女分け隔てなく、自発的にやりがいをもって取り組まれ、人と人のつながりが更に強まっている。公民館の地域コミュニティへのかかわり方も変わっている。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>P29 (変更)</p>
<p>8 教育・人財育成 (略)</p> <p>以上を踏まえ、教育・人財育成分野における本市の<u>12年後(2027年)</u>の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>2027年</u>、このまちでは、空き教室などを活用した公営塾、愛媛大学地域協働センター南予など、様々な場所で、年齢、性別など関係なく様々な教育が行われている。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>8 教育・人財育成 (略)</p> <p>以上を踏まえ、教育・人財育成分野における本市の10年後(2025年)の姿は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2025年、このまちでは、空き教室などを活用した公営塾、愛媛大学地域協働センター南予など、様々な場所で、年齢、性別など関係なく様々な教育が行われている。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>P30 (変更)</p>
<p>9 社会インフラ・環境衛生 (略)</p> <p>以上を踏まえ、社会インフラ・環境衛生分野における本市の<u>12年後(2027年)</u>の姿は、次のとおりとする。</p>	<p>9 社会インフラ・環境衛生 (略)</p> <p>以上を踏まえ、社会インフラ・環境衛生分野における本市の10年後(2025年)の姿は、次のとおりとする。</p>	<p>P30 (変更)</p>

## 第 2 次西予市総合計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>2027年</u>、このまちでは、老朽化した道路、橋梁、上下水道施設、消防施設といった公共インフラの長寿命化が図られ、万が一のときにも対応できるよう、整備されてきている。人口規模に見合った計画的なインフラ整備を常に心掛けているようだ。</p> <p>(略)</p>	<p>2025年、このまちでは、老朽化した道路、橋梁、上下水道施設、消防施設といった公共インフラの長寿命化が図られ、万が一のときにも対応できるよう、整備されてきている。人口規模に見合った計画的なインフラ整備を常に心掛けているようだ。</p> <p>(略)</p>	<p>P31 (変更)</p>
<p>10 行財政 (略)</p> <p>以上を踏まえ、行財政分野における本市の <u>12年後(2027年)</u> の姿は、次のとおりとする。</p>	<p>10 行財政 (略)</p> <p>以上を踏まえ、行財政分野における本市の 10 年後 (2025 年) の姿は、次のとおりとする。</p>	
<p><u>2027年</u>、このまちでは、引き続き、安定的な財政運営が図られ、水道、医療、ゴミ処理といった基礎的な行政サービスは、問題なく行われている。</p> <p>市の職員も企画立案業務に慣れつつあり、データなどを根拠に、職員自らで計画を策定することができるようになってきているようだ。</p> <p>(略)</p>	<p>2025年、このまちでは、引き続き、安定的な財政運営が図られ、水道、医療、ゴミ処理といった基礎的な行政サービスは、問題なく行われている。</p> <p>市の職員も企画立案業務に慣れつつあり、データなどを根拠に、職員自らで計画を策定することができるようになってきているようだ。</p> <p>(略)</p>	

## 議案第 3 1 号

### 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について

西予市過疎地域持続的発展計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

#### 提案理由

新規事業の追加に伴い、西予市過疎地域持続的発展計画を変更するものである。

西予市過疎地域持続的発展計画の新旧対照表

改 正 後					現 行					
【計画書 61 ページ】					【計画書 61 ページ】					
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 屋内運動場	(バリアフリー化 中学校) 明浜中学校屋内運動場 宇和中学校屋内運動場 野村中学校屋内運動場	西予市		8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 屋内運動場	(バリアフリー化 中学校) 明浜中学校屋内運動場 宇和中学校屋内運動場 野村中学校屋内運動場	西予市		
	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ボート	城川中学校スクールバス (25人乗)	西予市			(1)学校教育関連施設 スクールバス・ボート	城川中学校スクールバス (25人乗)	城川中学校スクールバス (25人乗)	西予市	
		城川中学校スクールバス (14人乗)	西予市				城川中学校スクールバス (14人乗)	西予市		
		野村中学校寄宿舎送迎バス	西予市				野村中学校寄宿舎送迎バス	西予市		
		スクールバス車庫建設工事	西予市				スクールバス車庫建設工事	西予市		
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	集会施設移行推進事業 旧三瓶東公民館第2分館 旧三瓶東公民館第5分館 旧三瓶東公民館和泉分館 旧三瓶東公民館鴨山分館 旧三瓶北公民館長早分館 旧三瓶南公民館蔵貫分館	西予市			(3)集会施設、体育施設等 体育施設	浜筋地区体育館建設事業	西予市		
	(3)集会施設、体育施設等 体育施設	浜筋地区体育館建設事業	西予市			[略]	体育施設維持管理事業 高川地区体育館	西予市		
		体育施設維持管理事業 高川地区体育館	西予市							

[略]



## 議案第32号

### 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項で準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

#### 提案理由

施設の追加及び事業費の増額のため、遊子谷辺地総合整備計画を変更するものである。

## 総合整備計画書

愛媛県西予市 遊子谷 辺地

(辺地人口 175人・面積 11.76 km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 日浦、平岩、泉川、上川、下遊子、南平

(2) 地域の中心の位置 西予市城川町遊子谷2442番地1

(3) 辺地度点数 224 点

## 2. 公的施設の整備を必要とする事情

当辺地は急峻な山脈地に集落が点在し形成されており、幹線へ通じる、もしくは各集落内における道路は、ほとんどが未舗装道で、道路・生活基盤ともに非常に貧弱である。加えて、急カーブ、急勾配が多く、幅員も狭小であり、道路交通の安全性が確保されているとは言いがたく、非常時の際など安全面に支障をきたしている状況である。そのため、災害時及び緊急時等の連絡道も含めた市道等の整備を総合的に行うなど、地域住民が安心して暮らせる生活に欠かせない条件の整備が強く望まれている。

## 3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和6年度まで 4年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源の内辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	西予市	241,420	92,239	149,181	148,000
合	計	241,420	92,239	149,181	148,000

## 総合整備計画書

愛媛県西予市 遊子谷 辺地

(辺地人口 175人・面積 11.76 km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 日浦、平岩、泉川、上川、下遊子、南平

(2) 地域の中心の位置 西予市城川町遊子谷2442番地1

(3) 辺地度点数 224 点

## 2. 公的施設の整備を必要とする事情

当辺地は急峻な山脈地に集落が点在し形成されており、幹線へ通じる、もしくは各集落内における道路は、ほとんどが未舗装道で、道路・生活基盤ともに非常に貧弱である。加えて、急カーブ、急勾配が多く、幅員も狭小であり、道路交通の安全性が確保されているとは言いがたく、非常時の際など安全面に支障をきたしている状況である。そのため、災害時及び緊急時等の連絡道も含めた市道等の整備を総合的に行うなど、地域住民が安心して暮らせる生活に欠かせない条件の整備が強く望まれている。

また、当辺地は成熟し伐期を迎えた林層が多く、早急な森林整備が必要となっているが林道網が未整備であるため、森林整備の遅れが顕著である。このため、災害の未然防止や通行の安全確保を図るとともに、地域林業の動脈となる森林管理道を開設することで森林施業の合理的経営と森林資源の有効活用を図る。

## 3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和6年度まで 4年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源の内辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	西予市	261,892	92,239	169,653	168,500
林道	西予市	15,000	8,925	6,075	6,000
合 計		276,892	101,164	175,728	174,500

## 報告第1号

西予市土地開発公社の経営状況及び清算終了の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、経営状況及び清算終了について別紙のとおり報告する。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

地方自治法第221条第3項の法人について、その経営状況及び清算終了について報告するものである。

**令和5年度**

**事業報告書・決算書**

**西予市土地開発公社**

# 目 次

I 事業報告書	.....	1 ~ 2
II 決算報告書		
1 貸借対照表	.....	3
2 損益計算書	.....	4
3 財産目録	.....	5
4 キャッシュ・フロー計算書	.....	6
5 販売費及び一般管理費	.....	7
III 附属明細表		
1 現金及び預金明細表	.....	8
2 完成土地等明細表	.....	9
3 短期借入金明細表	.....	10
4 資本金明細表	.....	11
5 事業収益明細表	.....	12
6 事業原価明細表	.....	13
IV 決算審査意見書	.....	14

## 令和5年度 西予市土地開発公社事業報告書

### 1. 事業の概要

令和5年度西予市土地開発公社の事業概要を次のとおり報告いたします。

#### (1) 土地造成事業

完成土地等

完成土地等につきましては、宇和町みどり団地1区画の譲渡契約を締結し、契約保証金1,176,000円の収益がありました。(残金10,585,400円は清算期間に収入)

#### 分譲宅地契約明細

団地名	区画 番号	所 在 ・ 地 番	面 積		坪単価 円	販売金額 円	備 考
			m <sup>2</sup>	坪			
みどり	35	西予市宇和町伊賀上1656番115	250.86	75.88	155,000	(11,761,400)	契約保証金(10%) 1,176,000円

#### (2) 経理について

損益勘定につきましては、収入1,176,000円(内訳:事業収益1,176,000円)、支出1,008,925円(内訳:事業原価 0円、販売費及び一般管理費1,008,925円)で、収支差引は、167,075円の利益となります。

### 2. 庶務事項

#### (1) 理事会の開催

区分	開 催 年 月 日	理事総数	出席者数	議 決 案 件
第1回	令和5年5月19日	10名	9名	議案第1号 令和4年度 西予市土地開発公社事業報告及び歳入歳出決算の承認について 議案第2号 令和5年度 西予市土地開発公社補正資金計画(第1号) 議案第3号 令和5年度 西予市土地開発公社補正予算(第1号)

#### (2) 監査の実施

実 施 日	場 所	監 査 事 項
令和5年5月15日	本庁3階 会議室	令和4年度歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類の審査

(3) 役員に関する事項

令和4年度役員

役名	氏名	職名
理事長	酒井 信也	副市長
副理事長	山住 哲司	総務部長
理事	井関 陽一	市議会議員
理事	信宮 徹也	市議会議員
理事	宇都宮 俊文	市議会議員
理事	和気 数男	市議会議員
理事	山本 英明	市議会議員
理事	兵頭 学	市議会議員
理事	三瀬 計浩	建設部長
理事	三瀬 功	会計管理者
監事	二宮 一朗	市議会議員
監事	山口 正人	前会計管理者

令和5年度役員

役名	氏名	職名
理事長	酒井 信也	副市長
副理事長	山住 哲司	総務部長
理事	井関 陽一	市議会議員
理事	信宮 徹也	市議会議員
理事	宇都宮 俊文	市議会議員
理事	和気 数男	市議会議員
理事	山本 英明	市議会議員
理事	兵頭 学	市議会議員
理事	三瀬 計浩	建設部長
理事	岩本 博文	会計管理者
監事	二宮 一朗	市議会議員
監事	山口 正人	元会計管理者

役員の変更

退任		
年月日	役名	氏名
令和5年4月1日	理事	三瀬 功

就任		
年月日	役名	氏名
令和5年4月1日	理事	岩本 博文

(4) 登記事項

登記年月日	申請先	内容	
令和5年4月7日	松山地方法務局	理事の変更登記	令和5年4月1日

3. 解散に関すること

西予市土地開発公社定款第26条第1項の規定に基づき、愛媛県知事の認可により、令和5年7月18日付けで西予市土地開発公社は解散した。



# 貸借対照表

(令和5年7月18日)

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	94,162,747	
(2) 公有用地	0	
(3) 完成土地等	215,326,722	
流動資産合計		309,489,469
2 固定資産		
(1) 有形固定資産	0	
(2) 無形固定資産	0	
(3) 投資その他の資産	0	
固定資産合計		0
<b>資産合計</b>		<u>309,489,469</u>
<b>II 負債の部</b>		
1 流動負債		
(1) 短期借入金	0	
(2) その他の流動負債	0	
流動負債合計		0
2 固定負債		
(1) 長期借入金	0	
(2) その他の固定負債	0	
固定負債合計		0
<b>負債合計</b>		<u>0</u>
<b>III 資本の部</b>		
1 資本金		
(1) 基本財産	10,000,000	
<b>資本金合計</b>		10,000,000
2 準備金(又は欠損金)		
(1) 前期繰越準備金	299,322,394	
(2) 当期純利益	167,075	
準備金(欠損金)合計		299,489,469
<b>資本合計</b>		<u>309,489,469</u>
<b>負債資本合計</b>		<u><u>309,489,469</u></u>

# 損益計算書

(令和5年4月1日から令和5年7月18日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	0	
(2) 土地造成事業収益	1,176,000	
(3) 附帯等事業収益	0	1,176,000
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	0	
(2) 土地造成事業原価	0	
(3) 附帯等事業原価	0	0
<b>事業総利益</b>		1,176,000
3 販売費及び一般管理費	1,008,925	1,008,925
<b>事業利益</b>		167,075
4 事業外収益		
(1) 受取利息	0	
(2) 雑収益	0	0
5 事業外費用		
(1) 支払利息	0	
(2) 雑損失	0	0
<b>経常利益</b>		167,075
6 特別利益		
(1) 前期損益修正益	0	
(2) その他の特別利益	0	0
7 特別損失		
(1) 前期損益修正損	0	
(2) その他の特別損失	0	0
<b>当期純利益</b>		167,075

# 財産目録

(令和5年7月18日)

(単位:円)

科 目	金	額	摘 要
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金			
普通預金	84,162,747		東宇和農協 4,444,315 円 伊予銀行 35,777,423 円 愛媛銀行 43,941,009 円
定期預金	10,000,000		東宇和農協 10,000,000 円
(2) 公有用地	0		
(3) 完成土地等	215,326,722		いぶき団地 61,860,000 円 2,029.46 m <sup>2</sup> 高野子団地 43,299,149 円 1,989.92 m <sup>2</sup> さくら団地 110,167,573 円 5,444.65 m <sup>2</sup> みどり団地 0 円 1,945.67 m <sup>2</sup>
流動資産合計		309,489,469	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産	0		
(2) 無形固定資産	0		
(3) 投資その他の資産	0		
固定資産合計		0	
<b>資 産 合 計</b>		309,489,469	
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
(1) 短期借入金	0		
(2) その他の流動負債	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
(1) 長期借入金	0		
(2) その他の固定負債	0		
固定負債合計		0	
<b>負 債 合 計</b>		0	
<b>III 資本の部</b>			
1 基本財産			
(1) 資本金	10,000,000		
<b>資 本 合 計</b>		10,000,000	
<b>正 味 財 産</b>		299,489,469	

# キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和5年7月18日まで)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入		0
土地造成事業収入		1,176,000
その他の事業収入		0
補助金等収入		0
運営費補助金	0	
その他の雑収益	0	0
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出		0
土地造成事業支出		0
取得に係る支出		0
管理に係る支出		0
その他の事業支出		0
人件費支出		0
その他の業務支出		△ 1,008,925
小 計		167,075
利息の受取額(預金)		0
利息の支払額(借入金)		0
事業活動によるキャッシュ・フロー	①	167,075
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出		0
投資有価証券の売却による収入		0
有形固定資産の取得による支出		0
有形固定資産の売却による収入		0
投資活動によるキャッシュ・フロー	②	0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入による収入		0
短期借入金の返済による支出		0
長期借入による収入		0
長期借入金の返済による支出		0
公社債の発行による収入		0
公社債の償還による支出		0
金銭出資の受入による収入		0
財務活動によるキャッシュ・フロー	③	0
IV 現金及び現金同等物増加額(又は減少額)	①+②+③= ④	167,075
V 現金及び現金同等物期首残高	⑤	83,995,672
VI 現金及び現金同等物期末残高	④+⑤= ⑥	84,162,747

## 販売費及び一般管理費

付 表

節			説 明	
1 人 件 費		0 円		
(1) 報 酬		0 円	役員報酬 (10,000円×0名) 会計士・弁護士報酬	0 円
2 経 費		1,008,925 円		
(2) 旅 費		36,000 円	役員費用弁償 普通旅費	36,000 円 0
(3) 交 際 費		0 円	交際費	0
(4) 需 用 費		19,925 円	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕料	11,605 円 4,420 円 3,900 円 0 0 円
(5) 役 務 費		0 円	通信運搬費 手数料 保険料	0 円 0 円 0 円
(6) 広 告 宣 伝 費		0 円	案内看板 広告料 広告看板作成	0 円 0 円 0
(7) 委 託 料		203,000 円	草刈(除草)作業委託	203,000 円
(8) 使 用 料・賃 借 料		0 円		0
(9) 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		750,000 円	引越費用支援金 (750,000円×1区画) (1,000,000円×0区画)	750,000 750,000 円 円
(10) 補 償 費		0 円		
(11) 公 租 公 課 費		0 円	公用車重量税	円
(13) 雑 費		0 円		
合 計		1,008,925 円		

## 現金及び預金明細表

(様式第1号)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	円	
預 金	当 座		
	普 通	84,162,747	東宇和農協本店 4,444,315 円 伊予銀行卯之町支店 35,777,423 円 愛媛銀行卯之町支店 43,941,009 円
	通 知		
	定 期	10,000,000	
	満期保有目的 以外で保有す る有価証券	国 債	
	地 方 債		
	そ の 他		
計	/	94,162,747	/

# 完成土地等明細表

(様式第7号)

資産区分	期首残高		当期増加高								当期減少高			期末残高		摘要
	面積	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	減少高		評価減 金額	面積	金額	
											面積	金額				
イ	いぶき団地	m <sup>2</sup> 2,029.46	円 61,860,000	m <sup>2</sup>	円	円	円	円	円	円	円	m <sup>2</sup>	円	m <sup>2</sup> 2,029.46	円 61,860,000	残 10
	高野子団地	1,989.92	43,299,149											1,989.92	43,299,149	6
	さくら団地	5,444.65	110,167,573											5,444.65	110,167,573	22
	みどり団地	1,945.67	0											1,945.67	0	6
	計	11,409.70	215,326,722									0.00	0	11,409.70	215,326,722	44
ロ																
	計															
合計	11,409.70	215,326,722									0.00	0	11,409.70	215,326,722		

## 短期借入金明細表

(様式第16号)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
	%	円	円	円	円	
計	/	0	0	0	0	/



## 資本金明細表

(様式第18号)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 額	摘 要
基 本 財 産	西 予 市	10,000,000 円	東宇和農業協同組合 1ヵ年定期貯金 約定利率(0.002%)
計	/	10,000,000	/

## 事業収益明細表

(様式第20号)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益	円	
	代行用地売却収益		
	特定土地売却収益		
	代替地売却収益		
開発事業用地 取得事業収益	市街地開発用地売却収益		
	観光施設用地売却収益		
	特定土地売却収益		
	代替地売却収益		
土地造成 事業収益	完成土地等 売却収益	いぶき団地 売却収益	
		高野子団地 売却収益	
		さくら団地 売却収益	
		みどり団地 売却収益	1,176,000
	代替地 売却収益	( ) 売却収益	
	造成地 賃貸収益	( ) 賃貸事業収益	
附帯等事業収益	保有土地 賃貸等収益	( ) 事業収益	
	附帯事業収益	( ) 事業収益	
関連施設 整備事業収益	関連施設 整備事業収益	( ) 施設整備事業収益	
あっせん等 事業収益	あっせん等 事業収益	( ) 事業収益	
補助金等収益	補助金等収益	( ) 補助金収益	
合 計		1,176,000	

## 事業原価明細表

(様式第21号)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業原価	公有用地売却原価	円	
	代行用地売却原価		
	特定土地売却原価		
	代替地売却原価		
開発事業用地 取得事業原価	市街地開発用地売却原価		
	観光施設用地売却原価		
	特定土地売却原価		
	代替地売却原価		
土地造成 事業原価	完成土地等 売却原価	いぶき団地 売却原価	
		高野子団地 売却原価	
		さくら団地 売却原価	
		みどり団地 売却原価	0
	代替地 売却原価	( ) 売却原価	
	造成地 賃貸原価	( ) 賃貸事業原価	
附帯等事業原価	保有土地 賃貸等原価	( ) 事業原価	
	附帯事業原価	( ) 事業原価	
関連施設 整備事業原価	関連施設 整備事業原価	( ) 施設整備事業原価	
あっせん等 事業原価	あっせん等 事業原価	( ) 事業原価	
合 計		0	

令和5年度 西予市土地開発公社会計  
歳入歳出決算審査意見書

西予市土地開発公社定款第7条第4項の規定によって、令和5年度西予市土地開発公社の歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1. 審査対象 令和5年度西予市土地開発公社会計歳入歳出決算  
及び関係帳簿、証書類
2. 審査期間 令和 5年 4月 1日から令和 5年 7月18日まで
3. 審査実施日 令和 5年 9月 15日
4. 審査の総合的意見

会計の予算額及び収入支出済額は、収入簿及び支出簿により、出納証書類を余すところなく精査した。

さらにその内容につき検討を加え、審査を実施した結果、決算は計数的に正確であり、内容も正当なものである。

令和 5年 9月 15日

西予市土地開発公社 監事

二 塚 一 朗 

西予市土地開発公社 監事

山 口 正 人 

# 西予市土地開発公社清算書

西予市土地開発公社

## 1 清算事務報告

- (1) 愛媛県知事の認可により、令和5年7月18日付けで西予市土地開発公社は解散した。
- (2) 解散に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第22条の3の規定により理事全員が清算人に就任し、松山地方法務局において解散に係る登記手続きを行い、法第22条の6の規定により、令和5年8月29日付けで愛媛県知事に清算人の届出を行った。
- (3) 法第22条の8の規定により、令和5年9月12日、9月14日及び9月19日の3回にわたり官報に公告を掲載し、土地開発公社の解散の告知及び第1回目の公告日から2箇月の期間による債権の申出の催告を行った。この催告に対する債権の申出はなかった。
- (4) 法第22条第2項及び西予市土地開発公社定款第26条第2項の規定により、残余財産は西予市に帰属することとなり、令和5年11月13日に引渡した。  
本処分により、当公社の債権債務は存在しないことになる。
- (5) 今後は、組合等登記令第10条の規定により松山地方法務局において、清算終了を登記し、法第22条の11の規定により愛媛県知事への清算終了の届出を行い、手続きはすべて終了する。

## 2 収支状況表

### (1) 解散時の資産の状況

(令和5年7月18日現在)

[資産]

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
現金及び預金	94,162,747	基本財産 10,000 千円含む
完成土地等	215,326,722	
合計	309,489,469	

### (2) 清算期間中の収支状況

(令和5年7月19日～令和5年11月13日)

[収入]

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
繰越金	94,162,747	解散時の現金及び預金 (基本財産含む)
完成土地等売却収益	11,755,400	精算金 (みどり1区画)・契約保証金 (さくら2区画)
受取利息	631	預金受取利息
雑収益	13,500	電柱敷地料
合計	105,932,278	

[支出]

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
報酬	90,000	清算人会報酬
旅費	76,500	清算人会旅費
広告宣伝費	136,719	官報掲載料・案内看板文字入れ
委託料	302,000	分譲団地草刈作業委託
合計	605,219	

収支差引額	105,327,059	基本財産 10,000 千円含む
-------	-------------	------------------

### 3 清算書

(令和5年11月13日現在)

(単位：円)

1	清算時の資産総額	
	(1) 解散時の資産総額	
	流動資産 現金及び預金 (基本財産を含む)	94,162,747
	完成土地等	215,326,722
	(2) 清算期間中の収入	
	完成土地等売却収益・預金利息等	11,769,531
	合計	321,259,000
2	解散及び清算諸費用等	
	(1) 清算事務費 (広告宣伝費、委託料等)	605,219
3	差引残余財産額	320,653,781
4	残余財産の処分方法	

残余財産は、当公社定款第26条第2項の規定により、西予市に帰属させた。



## 4 財 産 目 録

(解散時)

(令和5年7月18日現在)

(単位：円)

### 資 産 の 部

1 流動資産		309,489,469
(1) 預金		94,162,747
普通預金	84,162,747	
定期預金	10,000,000	
(2) 公有用地		0
(3) 完成土地等		215,326,722
2 固定資産		0
(1) 有形固定資産		0
(2) 無形固定資産		0
(3) 投資その他の資産		0
資産合計		309,489,469

### 負 債 の 部

1 流動負債		0
2 固定負債		0
負債合計		0

差引資本合計 309,489,469

(清算終了時)

(令和5年11月13日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

1 流動資産		320,653,781
(1) 預金		105,327,059
普通預金	105,327,059	
定期預金	0	
(2) 公有用地		0
(3) 完成土地等		215,326,722
2 固定資産		0
(1) 有形固定資産		0
(2) 無形固定資産		0
(3) 投資その他の資産		0
資産合計		320,653,781

負 債 の 部

1 流動負債		0
2 固定負債		0
負債合計		0

差引資本合計 320,653,781

## 5 残余財産明細書

(単位：円)

1 現金（基本財産を含む）	105,327,059
2 完成土地等	215,326,722
合 計	320,653,781

## 6 残余財産処分方法

(単位：円)

残余財産の種別	金 額	処分の方法	理 由
現 金	105,327,059	帰 属	定款第26条第2項による
完成土地等	215,326,722		
合 計	320,653,781		

## 7 監査報告

西予市土地開発公社清算書について、監査したところ、適正であることを認めます。

令和5年11月17日

西予市土地開発公社 監事

二宮 一朗



同

山口 正人

